

平成29年第1回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成29年2月28日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 竹橋 和彦 議員
- (2) 宇野 武則 議員
- (3) 今田 佳男 議員

平成29年2月28日開議

(平成29年2月28日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

ここで、念のため申し上げておきます。

一般質問の発言時間は、答弁を含み90分以内となっております。

それでは、質問の順位は、お手元に配付の平成29年第1回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，竹橋和彦議員の登壇を許します。

2番（竹橋和彦君） おはようございます。

ただいま議長より発言許可をいただきましたので、通告通告書に基づき、平成29年第1回定例会一般質問をさせていただきます。民政同志会，竹橋和彦と申します。よろしくお願ひします。

##### 1，循環型社会の形成について

本市の竹原市総合基本計画後期基本計画においては、「竹原のもつ住みよい環境づくりへの挑戦」というキャッチフレーズのもと、第3節循環型社会の形成，施策の目標（目指す姿）“日本一きれいなまち，環境にやさしいまちづくりが進んでいる”をサブフレーズと題し，基本方針，ごみ処理の広域化と3Rの推進，具体的施策の地域ぐるみで進める3R，1，市民等の環境に関する意識啓発，2，市民参加による3Rの推進及び不法投棄防止対策の充実より御質問させていただきます。

1，ごみ処理の広域化2市1町（竹原市，東広島市，大崎上島町）の進捗状況。

2，地域ぐるみで進める3Rの啓発状況。

3，不法投棄件数，目指す目標値の進捗状況。

以上，3点についてお伺ひいたします。

また、本市においても循環型社会の形成の一環として、平成29年1月1日より家庭ごみ指定袋制度がスタートしました。家庭ごみ指定袋制度の導入の目的は、1、ごみの減量や資源化への意識づけ、2、ごみの分別とごみ出しマナーの徹底、3、ごみステーションの乱雑化の防止、4、事業系ごみや市外からのごみの混入防止、5、ごみ収集作業の迅速化と安全の確保、以上の目的により家庭ごみ指定袋制度導入に至りましたが、はや1カ月を経て、家庭ごみの減量効果の現状及び今後の見込みについてお伺いいたします。

2、公共施設マネジメントについて。

近年、公共施設やインフラの老朽化、適正な維持管理が国、地方自治体の課題として取り上げられているだけでなく、大きな社会問題となっています。

例を挙げると、ふじみ野市プール事故（平成18年7月31日）、東日本大震災九段会館天井崩落事故（平成23年3月11日）、笹子トンネルの崩落事故（平成24年12月2日）など、いずれも公共施設、インフラに起因する重大な事故が発生し、同時に施設所有者が公共施設管理上の業務上過失責任者として賠償責任が問われる事態となって、対策を講ずることが喫緊の課題であります。

しかしながら、一方で少子高齢化、人口減少などの社会関連保障関連費増大に伴い、厳しい財政状況の中、老朽化する公共施設やインフラの更新費用を十分に確保することは全国的に困難な状況になり、投資可能な財源と必要な更新費用の乖離が全自治体の共通課題となっています。この問題を、単なる財政上の問題として施設総量削減、コスト削減のみで対応するのではなく、自治体とまちづくりが連携し、持続可能な豊かなまちづくりをどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われています。

これに関連して、国においても、経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）における、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月29日にはインフラ長寿命化基本計画が策定され、加えて平成26年1月24日、総務省より通知された公共施設等総合計画の作成に当たっての施策（案）の概要をもとに、自治体におけるインフラ老朽化問題への望ましいあり方について述べられたものであり、インフラ老朽化問題を解決するには極めて重要であります。

総務省より平成26年2月22日付けで、各自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画——公共施設等総合管理計画を、平成29年3月末までに全ての自治体1,788団体に策定要請がなされています。これを踏まえて、本市においては

現在竹原市公共施設等総合基本計画（素案）が策定され、ホームページでパブリックコメントを求めています。人口減少と厳しい財政見通しの中で、市民生活に利用されている、特にその維持には大きな費用のかかる公共施設やインフラについて、現在及び将来、市民にとって本当に必要なものは何かを1つずつしっかりと見定めていくことが必要だと思います。

それでは、御質問させていただきます。

これまでの公共施設の役割とは何か、その利用者と利用形態を見直す必要があるのかどうか、管理運営形態や経費と利用料金の適正な関係といった今日までの方針や取組について。

2、今後、自治体、市民及び企業との連携をどのように図っていかれますか。

3、今後の行動計画（実施計画）はどのように取組をされますか。

以上、3点についてお伺いいたします。

以上が壇上での質問です。なお、御答弁によっては自席にて再質問させていただきます。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 竹橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。ごみ処理の広域化につきましては、竹原市、東広島市、大崎上島町の一般廃棄物の共同処理を実施することを目的といたしまして、平成21年10月に広島中央環境衛生組合を設立し、新施設の平成32年度の供用開始に向けて事務を進めているところでございます。現在、造成工事のための実施設計が完了し、用地の取得手続、造成工事や施設建設工事に向けた取組を進めているところと伺っております。今後におきましても、引き続き東広島市、大崎上島町、広島中央環境衛生組合と連携し、ごみの減量及び資源化の促進と環境負荷の軽減を図りながら、効率的で経済的な一般廃棄物の処理を推進してまいります。

地域ぐるみで進める3Rの啓発状況につきましては、ごみの減量や資源化を推進するため、ごみの3R、リデュース・リユース・リサイクルについてホームページ等で啓発するとともに、平成27年6月からは広報紙等においてごみの減量、資源化を推進する特集記事の掲載や、指定ごみ袋制度の実施に合わせて平成28年6月から平成29年2月までの間に53会場で出前講座や住民説明会を実施しております。

不法投棄対策に関する目指す目標値の進捗状況につきましては、平成26年度に策定した竹原市総合計画後期基本計画において、平成30年度に不法投棄の件数を10件以下とすることを定めております。これまでの間、不法投棄の防止に向けて広報紙等による各種啓発、監視カメラや不法投棄禁止看板の設置などにより啓発を行っておりますが、平成28年度の不法投棄件数は平成29年1月末現在で14件となっていることから、今後におきましても不法投棄の防止に向けて、啓発活動など各種施策を実施してまいりたいと考えております。

指定ごみ袋制度導入後の家庭ごみの減量効果につきましては、広島中央環境衛生組合から提出された資料をもとに、家庭ごみの収集分と直接搬入分を合わせた搬入量について平成28年1月と平成29年1月を比較したところ、可燃ごみで3万3,360キログラム、率にして10.7%、不燃ごみでは9,840キログラム、率にして9.6%、合計では4万3,200キログラム、率にして10.5%の減となっております。今後におきましても、ごみの排出量を注視し、各種啓発活動などを通じてごみの減量及び資源化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。本市の公共施設につきましては、教育、子育て支援や地域コミュニティの中心として、また市民生活の基盤として重要な役割を担っているものでございます。しかしながら、今日における公共施設を取り巻く環境は、老朽化対策、耐震化、ユニバーサルデザインへの対応など、施設に求められる性能に加えて人口減少やライフスタイルの変化に伴う利用需要への対応も求められており、その状況は大きく変化しているものでございます。これまでも必要に応じて施設の更新や維持修繕を行ってまいりましたが、将来的な本市の厳しい財政状況を鑑みると、現在保有している全ての公共施設を適切に維持管理していくことは極めて困難な状況にあると考えており、現在のサービス水準を維持しながらこれらの状況に対応していくためには、公共施設の現状を把握し、適切な施設保有量など、そのあり方を明確にした上で計画的に更新、統廃合、長寿命化等を実施していくとともに、受益者負担の適正化を図ることが必要となるものでございます。そして、これらの公共施設につきましては、市民の皆様の貴重な財産であり市民生活の基盤であることから、そのあり方の検討に当たっては市民の皆様と問題意識を共有し、協働して取り組む必要があると考えております。

こうした中で、民間において代替可能な施設サービスにつきましては、できる限り民間のノウハウ等を活用することとし、先進的に取組を進めている自治体の事例も参考にしな

がら維持管理業務について民間企業への包括委託を検討するなど、ライフサイクルコストの削減と効率的な運営を両立させ、公共施設のサービス水準の維持と統廃合等による将来負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、公共施設等総合管理計画を着実に推進するためには、各施設の利用状況や老朽化の状態等を把握するための調査を行い、施設類型ごとに点検・診断、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、統合や廃止等の実施方針を示す行動計画を策定する必要があります。これにより策定した計画を実施するためには財源が必要となってまいりますが、施設類型ごと、または各公共施設ごとに利用可能な特定財源の活用を図るとともに、点検や診断結果などにに基づき優先順位を明確にすることで、財政の健全性を維持しながら計画的に公共施設のマネジメントを進めてまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

現在の竹原安芸津環境センター焼却処理施設と広島中央環境センターの焼却処理施設の処理能力における相違点についてお伺いしたいと思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在の竹原安芸津の環境センターと新施設との能力の差ということでございますが、竹原安芸津環境センターは、ごみの処理方式といたしましては流動床式焼却炉で、処理能力は日105トンでございます。また、今回計画しております新施設におきましては、ごみの処理方法はガス化溶融炉シャフト式炉で、処理能力は日285トンでございます。現在の竹原安芸津環境センターと新施設を比較いたしますと、新施設の処理方式は約1,800度前後でごみを溶かすもので、従来の可燃ごみに加えて陶器なども含めまして幅広く処理ができるものとお聞きしております。

以上です。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） これは高度な、現在の竹原安芸津にある環境センターと温度差により大変ごみ処理ができるのだろうなというのが伺えるのですけれども、以前お伺いした中では、竹原が今分別しているのが17なのかもっと多いのかよく理解していませんけれども、今度はもっと少ない分別で行えるのではないのかなというふうに思っています。

そこで、私の思い違いかも知れませんが、一般廃棄物を処理施設へ適正に処理するために、事業者、市民もごみは自治体が処理するのが当然と考え、自治体が廃棄物処理施設を整備すれば整備するほど事業者や市民は一方向にごみを出すこととなり、使い捨て容器の氾濫や有害物質を含む製品の増大を招き、悪循環に陥ると思いますが、この点についてのお考えをお伺いします。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、新施設の処理方法、これも現在との違いによりまして、現在と分別種が異なる、こういったことは想定されます。しかしながら、本市ではこれまで広報紙やホームページ、出前講座等におきまして、ごみの減量及び資源化の推進、またごみの分別と出し方について、こういったことをずっと周知啓発を図ってまいっております。処理方法や処理能力がたとえ変わったとしても、市民の皆様の分別意識の低下、これに直結するものではない、このように考えております。したがって、ごみの減量、資源化の推進、また分別意識の向上、こういったことを引き続き広報啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かに広報紙等、ここ1年余り啓発等々やられていますけれども、最も抑制しなきゃならないのは川上での、要は排出抑制、これではないのかなというふうに考えていますけれども、その点についてはいかがでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ごみの排出抑制、減量化につきましては、御指摘のとおり排出する、この時点できちっと適正な排出をしていただくということが一番大事なことでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、この件に関しては。

次に移らせていただきます。

昨年、広報紙7月号やその後の出前講座や住民説明会において3Rの啓発活動がなされていますが、3R政策という言葉をどのくらいの市民の方々に周知されているとわかって

いますか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 循環型社会形成におきまして、この3Rということは最も重要な効果的な方法ということで、全国的に展開をされている政策でございます。市民の皆様に対するこれまでの啓発の効果、皆様の理解がどこまで及んでいるかという御質問でございますが、平成27年11月に実施をいたしましたごみに関する市民アンケート調査というものがございます。この中で、3Rの意味を知っていますかという問いに対しまして、知っていると答えられた方が36.8%、聞いたことがあると答えられた方が26%、こういう結果になっております。そうした意味で、3Rの認知度といいますものは、約6割の方が、理解の差はございますけれども、一定には御理解をいただいているものと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かにそうだと思います。ほかの市町のを見ても、本当に3Rを知っているって大体33.4%ぐらいです、調べたところによりますと。言葉は知っていても、一体中身は何なのかなという方も多いと思うのですけれども。

そこで、リデュース、リユース、リサイクル、これが3Rなのですけれども、これ循環形成の基本のキーワードなのですけれども、市民の皆様、ふだんは何げなくそれを行っているのですけれども、特にリサイクル、この件に関しましては、子ども会や集団回収などで周知されていると思います。

では、リデュース、リユースについてはどうでしょうか。

平成24年4月、第4次環境基本計画に2Rの推進が書かれ、次に第3次循環型社会推進基本計画、平成25年5月31日に閣議決定された、リサイクルに比べ優先順位の高い2Rの取組が遅れているリデュース、リユースの取組を決定されました。広報啓発が資源化とごみの分別や環境保全に注がれ、本来の優先順位であるべき2R、リデュース、リユースの啓発が遅れているのではないかという懸念を持っているのですが、その点についてどうでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

少し大きい声で御答弁お願いいたします。

市民生活部長（宮地憲二君） リデュース、リユース、リサイクル、この3Rの周知につ

きましては、これまで広報啓発等に取り組んでまいったということでございます。

議員の御指摘のとおり、現在大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルは大量のごみを排出する状況を招きまして、この使い捨て社会から循環型社会に変えていくことが重要であるという考えのもとに、この3Rが進められております。このため、本市においても3Rの一つのリサイクルに加えまして、リデュース、リユースの取組につきましても総合的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

市民の皆様は、この2Rの部分、こちらについてどういった意識をお持ちかという、アンケート調査の時に同じような質問がございますので、その結果をここで申し上げさせていただきますと、ごみを少なくするために行っていることはどんなことがありますかという質問に対しまして、詰めかえ製品を使うというのが28.5%、マイバッグを持参し、レジ袋等を断るとというのが27.1%、食品を捨てないように工夫するというのが13.2%、使い捨て製品を買わないというのが11.4%と上位となっており、排出を抑制する取組といたしますリデュースの部分上位となっている、こういう状況でございます。

このように、一定には周知は図られているものと考えておりますが、引き続きリデュース、リユース、リサイクル、この3Rを総合的に推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） まさにそのとおりだと思いますけれども、家庭でできるリデュースである発生抑制の方法は、要らない物を断る、これは本来リデュースの前のリフューズという断るということが最も優先されるべきものなのですが、例を挙げてみますと、使用しない無料サンプルや試供品をもらわない、レジ袋をもらわない、本屋で紙のカバーをもらわない、割り箸やプラスチック、フォーク、スプーンをもらわない。

次に、リデュースの例を挙げてみますと、一番重い生ごみを出さないように、賞味期限に気をつけて無駄を出さない。調理くずを出さない。要は野菜の皮などをきんぴらでつくったりして利用するとか、そういう食べ残しをしない。エコバッグを持ち歩く。トレーに入れたものでなく、そのまま売られている食材を選ぶ。先ほど部長がおっしゃられた、要は詰めかえタイプのものを選ぶと。洗剤、ボディーソープ、シャンプー等々です。本当に必要な物だけを買う。使い回しのきく物を買う。減装ショッピングをする。あとは、生ごみのコンポスト化とか、本市でも生ごみ電動機、助成されていると思うのですけれども、

そういったものがリデュースの代表的なものなのかなというふうに思います。

次のこのリユースというのはなかなか難しい問題で、例に挙げてみますと、製品や容器を何度も繰り返して使用する。リターナブル瓶，R瓶を選ぶ。洋服や靴，家具，バッグ，アクセサリなど友人に譲る。フリーマーケットに出す。ペットボトルなど飲んで捨てるのではなく，洗ってお茶や水などを入れて再利用する。マイ水筒，マイタンブラーを持ち歩く。マイ箸を持ち歩く。一時的に使用の物はリース，レンタルを利用する。壊れた物は修理して使う。それで，私の知人に，ちり紙とか余り使わない，タオルとか，要は洗って使える物を，ガーゼで口を拭いたり，余りぬれティッシュとかああいう物を使用しないとおっしゃる方がいましたけど，私は気持ち悪いなどは思ったのですが。そういうのをまず紹介して，今後啓発を図る上において，もっと積極的に，リデュースはこういう中身のものだよ，リユースはこういう中身のものですよというのを，広報紙，出前講座等々でしっかりとアピールしていただきたいなということを提案しておきたいと思います。そのことについて。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 市民の皆様がそういった高い意識を持たれて積極的に減量化に取り組んでいただくということは，大変喜ばしいという状況でございます。そうした中で，市民の皆さんにわかりやすく，実際にどうしたらいいかというのをもっと広報，PRしろという御要望と思います。そのように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） もう一つ，これは私いいなと思った好事例が，家庭ごみの中でも生ごみのウエートが随分高くて，京都，川西市，仙台，札幌市で行っているのですが，3切り運動というのがございまして，是非本市にも取り入れていただきたいなと。何かというと，食べ切る，水を切る，使い切る，この3切り運動なのです。では，どのように広報啓発やっているのかというと，各ごみの集積場にこのポスターを張りつけて，要は啓発意識を常に図っている。是非取り入れていただきたいと思うのですが，その点についていかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今議員に御紹介をいただきました3切り運動，こういった取組をされている市が確かにございます。

まず、家庭ごみの重さの約4割が生ごみと言われていています。そのうち約8割が水分、また生ごみのうち約3割が食品ロスと言われております。このため、本市におきましても出前講座等におきまして、市からのお願いといたしまして、水をしっかり切って生ごみを出してください、食べ残しはせず料理は食べ切る、また必要な物だけを必要なだけ購入する、こういったことを常々より周知をさせていただいているところでございます。市民の皆様にはわかりやすく関心を持っていただける効果的な広報啓発の仕方を検討する中で、こういった他市の事例等を参考にさせていただきながら、3Rの推進、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） この点については費用もかかることなのですが、是非お願いしておきたいなと思います。

次に、私はリサイクルについては必ずしも好事例とは思っていません。それは、社会経済システム上において、需要と供給のバランスがとれて初めて資源となります。残った物は自由財、要は水、空気、それと同じものでありまして、やがては余った物は廃棄物になる、だから、資源化もどうなのかなど。ある程度の資源の枯渇とか環境保全部分もあるけれども、確かに余り過ぎて、食品ロスがその典型だと思うのですけれども、それもどうなのかなという考えがあるのですが、この点についてどう思われますか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 持続可能な循環型社会をつくっていく、これを行うためにはごみを減らす、先ほど来から出ております3R、この3Rが求められているということでございます。これまでは、この3Rの第一歩として資源化の推進、これに力を入れてまいっております。そうやってリサイクルを進めてきましたが、それだけでは資源の枯渇や二酸化炭素の排出をとめることは難しい状況になっております。だからこそ、この3Rに取り組むということが大切であると考えております。このため、リサイクルに加え、ごみを減らすことや物を繰り返し使う、先ほど来から出ております2つのR、リデュースとリユース、これもあわせて総合的に取り組んでまいり、これが大事だと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かに循環法自体が、まさにその背景にあると思います。このリサ

イクルに関してはこれで結構ですけど、要はリサイクル品を市民にもできるだけ使ってくださいという中において、国及び独立行政法人に義務化されていますが、地方公共団体は努力義務となっていますが、本市においてグリーン購入法は取り入れていますか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） グリーン購入法の御質問でございます。

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加えまして需要面からの取組が重要である、こういった観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が制定されております。この法律では、物品の購入機会、こういった際に環境負荷ができるだけ小さい物を選ぶ、グリーン購入、これが推奨されているものでございます。本市のこれまでの取組といたしましては、コピー用紙の再生紙の購入でありますとかボールペンの替え芯、あるいは詰めかえ可能な事務用品の利用など、こういったできるところから実践をしているところでございます。これらの取組は、一つ一つでは小さい取組にはなりますが、環境意識を高めることやごみの減量化につながるため、引き続きこの取組を広げてまいりたいと、このように考えております。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

品目はたくさんあるのですけれども、できるだけ他市町村、グリーン購入法を随分取り入れられている自治体も多いので、本市も紙とかそういったものではなく、エコマークのついた推奨品をどんどんどんどん取り入れていっていただきたいなと思います。

それでは次に、家庭ごみ袋についてお伺いします。

平成27年11月3日から12月4日まで無作為にアンケートを実施されましたが、回収率40%、結果に基づき、40キロ、20キロ、10キロとごみ袋がなったようですが、ごみの減量化を目指すならば、30キロの考え方はなかったのでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 指定ごみ袋のサイズにつきましては、県内他市町の状況でありますとか、また先ほど来から申し上げております平成27年11月に実施させていただきました市民アンケート、これらを参考にいたしまして、その中で需要の多かった40リットル、20リットル、10リットルの3サイズに決めさせていただいているところでございます。今議員からの御質問の30リットルの追加、これにつきましては、本年1月

からこの指定ごみ袋制度を導入したところでありまして、現状でのすぐでの対応というのは難しい、このように考えておりますが、今後市民の皆様からの要望、こういったものが大きくなっていけば、時期を見てそのサイズの検討に入ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かに40キロとかというのは、年寄りの方にはちょっと重いのかなと、30キロぐらいだったら収集車も安全確保が簡単で、収集も早く済むのではないかなという印象が強いのですが。そして、私の近所の方々からもこの要望を強く言われまして、30キロぐらいがあったらいいねというのが大変多かったのを耳にしています。是非検討されて、お年寄りにも持ちやすい計量、20キロと10キロでいいじゃないというものもあるでしょうけれども、是非30キロも検討していただきたいなという願いをしておきます。

続きまして、指定ごみ袋制度による削減目標、何%という表現は市民にとって大変理解しにくく、はっきり1日1人50キロ削減設定とか、それを何カ月ごとに広報紙で見える化してあげるとか、市民に対して情報共有できると思いますが、是非そういった見える化というものを取り入れていただいて、広報啓発、一層していきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 議員御指摘のとおり、他の自治体では減量目標を示したり、その土地の結果等というようなものを市民の皆様にお示ししながら、一緒に減量化に取り組んでいくということをされているところもございます。本市におきましても、より市民の皆様に関心をいただける工夫を広報啓発の中でしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 広報も大事なのですが、もっともっと出前講座とか住民説明を利用して啓発を図っていただきたいなという印象が強いです。というのは、私どもの地区でごみに関する住民説明をしていただきました。そのおかげで、我が家にとって、例えばカッターの紙とかお菓子の箱とかティッシュペーパーの箱とか、今までは全部可燃ごみとして捨てていたそうです。今は集めて資源化しているという事例もありますので、もっとも

っと住民の前に出て行っていただいて啓発を図っていただきたいなと思うのですが、これについていかがでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今年度は特に指定ごみ袋の導入ということがございまして、特にそういった住民の皆様への説明会、出前講座等を、例年にはなくたくさんの会場で開催させていただきました。これまで余りそういった出前講座もなかったわけですが、この1年間でそれだけの説明会を開催いたしまして、その効果が実際に既にあらわれていると、このように考えております。そうした意味におきまして、今後におきましてもそういった、今議員から御指摘のありました地域に出向いて直接詳しい説明ということはやっていききたいと、このように考えております。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

うちの女房ではないけれども、本当に勉強になったという声が多かったです。本当の気づきをもたらしたなという意見だったです。

次に、不法投棄に関して何点か質問させていただきます。

不法投棄14件の実態についてお伺いしたいと思います。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 不法投棄の内容とかそういったことでの御答弁とさせていただきます。

先ほど市長答弁の方にございましたように、不法投棄14件、これがございます。その中で家庭ごみ、いわゆる一般家庭から出されたと思われるものが10件、その他は事業ごみに当たるような内容のものが4件、こういった状況でございました。

また、投棄された方は、そういった家庭ごみが多いということから、個人の方が大半ではないか、このように考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かにコンビニエンスストアさんも、最近はごみ対策、要は家庭ごみの持ち込みで店舗内にごみ箱を設置するという店が増えてきていますけど、いかんせん不法投棄ってあってはならないことであるので、それに対する今後の取組を少しお伺いできたらなと思います。よろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 不法投棄の防止につきましては、市民の監視の目が非常に効果的である、このように考え、広報紙や冊子、出前講座等により啓発を進めているところでございます。また、実際に投棄されている不法投棄が多い場所につきましては、不法投棄禁止看板でありますとか監視カメラの設置を行っております。現在のところ、市内に監視カメラは10カ所に設置させていただいております。

引き続き、不法投棄の防止に当たりましては、こういった取組と自治会の皆様や各種団体の皆様と連携をしながら、地域自らの意識を高めていただきながら啓発に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 自治体としては、好事例で神社の鳥居をたくさんやっているところが全国に間々あるみたいですが、それとスフィンクスを置いたりとか。行政としてそういう鳥居を置くというのはなかなか難しいのかなというのはありますけれども、人間の心理としてそういう罰が当たる、このスタンスでゴミが出なくなったよという好事例もございますけれども、なかなか鳥居となると宗教的なものもあって難しいのかなというのはありますけれども、効果があるのだったらいいかでしょう。

議長（道法知江君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今御紹介いただきましたそういった取組、法的な問題ですとか、またそういったことをすることによって他の団体の方から苦情が出る、そういったことが予想されますし、そういったことも踏まえまして、最終的な効果が上がるような施策であれば参考にさせていただきたいと、このように考えております。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） それと1点、前後しますけれども、不法投棄の場合のごみの処分、これはどうされたのですか、職員がされたのですか、全部。では大変ですよ。

わかりました。是非不法投棄、今年度14件なのでなかなか難しいのかなという問題もありますけれども、極力、我々もそうなのですけれども、監視の目、警察力、その辺を動員されて今後の取組に生かしていただきたいなと思います。

ごみの循環型社会については、この辺にしておきたいと思います。

次に、公共施設等総合管理計画の素案に対して、2月15日で締め切られたと思います

けれども、この意見、要望はどれぐらいあったのか教えていただきたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 本市におきましては、公共施設等総合管理計画を今現在策定をいたしている最中でございます。議員からございましたように、その過程におきまして、平成29年の今年の1月16日から2月15日までの間、パブリックコメントの募集を行ったところでございます。

その状況でございますが、特に意見、要望等は寄せられてはいないというのが現状でございます。

以上です。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

なかなか残念なというか、住民の関心の薄さなのかな。都市マスは随分パブコメがたくさんあって、それには高校の方等々いろいろあったのでしょうかけれども、この公共施設に関してのパブコメは随分少ないのかなと思っております。

それでは、次の公共施設等の施設の更新、維持管理において、必要に応じてと書かれてあるのですが、この対症療法的な維持管理を行ってきた最大の理由は何ですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 施設の維持管理において、必要に応じて対症療法的な維持管理を行ってきた理由ということでございますが、これまで経済成長するに従って必要となるもの、あるいは不足しているそうしたインフラ、施設等の整備を行うことにより市民生活の向上を図ってきたところであり、これまでの考え方は、いわば新しいものをつくるというふうなことに力点を置いてきたというか、そういった形で進めてきたところでございます。こうした中であっては、公共施設等の維持管理につきましては、施設の状況を把握する中で修繕等の必要となった箇所の修繕を実施してきたということにとどまっておりました。長期的な観点に立って効果的な修繕等を行うことでライフサイクルコストの縮減を図る、あるいはそうしたことによって財政的な面でもメリットを出していくような管理運営の視点といいますか、観点というものが十分でなかったという面がございますので、そういったことから、今後におきましては予防保全などの実施により施設の長寿命化を図る取組を反映した、今回こういった公共施設等の総合管理計画というものを策定していこうということでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

今後は予防保全に切りかえていくという中身の、素案の中にも随所に出てきていますけれども、なぜ今までしなかったのかなというのが1点ありますが、これはこれで置いておきましょう。

長寿命化って随分書かれていますけど、インフラ老朽化の切り札に使われていますが、どの意味で使われているのか。1番、既設のインフラの耐用年数を全うする、2番、既設インフラの耐用年数を延ばす、3番、更新、新設、インフラの寿命を延ばす、この使い方の意味において全く異なってくると思いますが、どの意味で使われているのか明確にする必要があると思います。それで、大枠の中でこういう捉え方をしているよという形でおっしゃっていただければなど。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 長寿命化についての御質問というふうに思います。

長寿命化につきましては、一般的な考え方としましては、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるために、単に物理的な不具合を直すだけではなくて、機能、あるいは性能を今の施設に求められる水準近くまで引き上げる、つまり性能向上も含めたものというふうに捉えております。

議員が今例に出された耐用年数に関しましては、こうした一般的な考え方に合わせまして、耐用年数をその期間を全うするというのは当然でございますが、耐用年数を延ばすことも、予防保全とかそういった形の中で延ばしていくというものも含まれるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 併用して臨機応変にいくということなのでしょうけれども、耐用年数を延ばすということはかなりの経費が要るわけです。それに対しての費用対効果がどの程度あるのか、延ばすのはわかるのですけれども、費用対効果と考えるなら、なかなかメリットがないのではないのかなというふうに私は思うのですけれども。間違っていたら済みません。その辺について一言。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 費用対効果というようなことでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、長寿命化を進めることによって、従前では対症療法的な対応をしてきた、維持管理をしてきたということでございますが、これからは予防保全の考え方を取り入れるということは非常に重要だというふうに捉えております。劣化が進む前に小まめに補修をしていくのが予防保全ということで、予防保全の方が、いわゆる対症療法——事後保全よりも構造物を長もちさせて更新時期を先送りすることができる、大がかりな補修も抑えられるということで、最終的な建物の全体を見たコスト、かかる費用の削減につながるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

私もこれ素案なので、総論的なものなので余り各論には入りたくないのですが、ただし、住民は総論では理解してくれても各論で大きく反対してくると思うのです。この辺はしっかりと練っていただきたいなとお願いしておきます。

次に、市民にとって現在のサービス水準の維持、これ随分サービス水準を維持するって素案の中に言葉が出てくるのですが、このサービス水準の維持、いろいろ捉え方があると思うのですが、人によって。具体的にどんなサービス水準の維持を行政として図っていかれようとしているのか、この点について一言お願いできますか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） サービス水準の維持についての御質問をいただいております。

公共施設は、教育、子育て支援や地域コミュニティの中心として、また市民生活の基盤として重要な役割を担っていることでございますので、現在利用されている市民のニーズを満たすこと、そうした水準が求められているものというふうに捉えております。

こうしたことから、公共施設が提供する行政サービスを維持していくためには、例えば代替可能な施設サービスについて民間のノウハウ等を活用したり、あるいは先進的な取組を行っている自治体の事例なども参考にしながら、ライフサイクルコストの縮減と効率的な運営を両立させながら公共施設のサービス水準の維持と将来負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 素案の中から質問したいと思います。

全庁的な取組体制の構築において公共マネジメントを実施するための組織——竹原市公共施設マネジメント推進会議（仮称）設置に当たっての構成内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 竹原市公共施設マネジメント推進会議、今これは仮称でございますけれども、この会議におきましては、本計画の策定趣旨でございます全ての公共施設等について現状を把握し、中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有量とあり方を検討し、その方向性を明確にした上で、計画的に公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを実施することでサービス水準の維持と将来的な財政負担の軽減を図っていこうとするものでございまして、計画の推進に向けた方針を決定する会議として設置をしていきたいというふうに考えているものでございます。この会議を設置することによりまして、全庁で問題意識を共有するとともに、本計画の方針に沿って具体的な対応を実行していくための庁内の意識醸成、あるいは方向性の整理などを行ってまいりたいということを今考えております。現段階では、ではどういった構成員とか、そういったものにつきましてはまだ決定はいたしておりません。具体的な中身については、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 私、もう既にある程度大枠として構成されているのかなと思っていましたので、この質問をさせていただきました。いずれにせよ、好事例をもとに公共マネジメントを進めていくのしょうけれども、大体好事例のところでは、ほとんどリーダーシップを市長がとっています。そこに対策本部を置いて、財政担当、ここと人配とが連携して、要は縦割り行政を横断的に考えるに当たって予算の配分等々ありまして、なかなか横断的にはいかない。そこで、財政担当なり人配なり——人事の方です——そういう方と市長とがリーダーシップをとって進めている先進的な事例もたくさんあるので、その辺を是非参考にされたらなというふうに思います。

最後にもう一点、では老朽化した未耐震の施設において、維持管理を遅らせたり放置した際に不測の事態が発生した場合には、施設責任者として誰が責任を負うのですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 老朽化した施設、あるいは未耐震の施設において事案が起こっ

た場合という御質問でございますけど、自治体が設置をしております公共施設等に対しまして、一定の安全管理上の不適切な対応、通常有すべき安全性が欠けていたというふうなことが原因で事故等が発生した場合につきましては、施設管理者としての責任が生じる場合もあるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） そうですね、おそらく市長に来るでしょうけれども、要は責任者として。そういった優先順位等々と素案の中にありますけれども、避難所であるべき施設へ、それで人の多く集まる施設の未耐震化の施設は即刻行動計画に、予算面もあるでしょうけれども、即刻耐震化を図っていただきたいなというふうに要望しますが、その点についていかがですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 議員がおっしゃられるような事態が起こらないように、今回こういった公共施設等総合管理計画というものを策定をいたしているところでございます。こういった計画におきまして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に沿いまして、定期的な点検、あるいは診断を行いまして、またその結果に基づいた適切な対応を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） これで最後の質問にさせていただきますけれども、行動計画に入って、先ほども申しましたけれども、とにかく対策本部の中に、副市长、市長がトップセールスをしていただいて、中には、好事例のところには公共不動産、要は経営的な観点で公の施設を捉えているというところも随分ありますので、そこらを加味して、是非市長にリーダーシップを発揮していただいて行動計画をつくっていただきたいなというふうに思います。この点について、市長、所見の方お願いしたいのですが、いかがでしょう。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 推進会議についての御質問でございますけれども、議員おっしゃられますように、こうした公共施設のマネジメントの推進ということは、本市の財政運営を進める上で非常に大きな課題というふうに認識をいたしております。そういった意味で、本市の行財政運営のあり方を俯瞰して見ることができる立場にある方に当然入っていただくというのはあろうかというふうに思います。また、御紹介ありました他市の先進事

例などにもそういったメンバーを入れている、あるいは学識経験、あるいはそういった経営上の観点からの視点というのも、我々としても一定にはそういったことも承知をいたしておりますので、そういったことも含めまして、どういった会議の構成メンバーがいいのかというのは今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（道法知江君） 以上をもって2番竹橋和彦議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） 通告に従って一般質問を行ってまいります。

1点目として、地方公務員法服務の根本基準について、第30条、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。同法第32条では、職務遂行に当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとあります。竹原市に新規採用された職員は、市長に対して宣誓書を提出することになっております。宣誓書の内容について伺います。

2点目として、平成26年8月19日、街路樹移植承諾願が提出されている。提出者は、創建ホームA氏であります。

質問1点として、市長に対する提出文書については、企業団体においては代表者名が常識と思いますが、本市の場合、社印名があれば提出者本人の社でのポストは問わないということか伺います。

2として、今回街路樹移植承諾願提出窓口は建設部と思うが、文書提出時、現地確認されたのか、その後の内部協議、決裁の経緯について伺います。

3として、街路樹移植の主理由として交通事故防止、視界確保とあるが、県道へ通じる関連道路4本、市道分は、出入口全て一旦停止区域であります。現地確認をされたのか伺います。

4として、竹原駅から新町交差点まで両舗道に植樹されている市木は、約30年前から

孟宗竹であります。申請書ではなぜ篠竹なのか、申請時になぜ訂正を求めなかったのか、あわせて街路樹移植願でありながら、なぜ12本全て伐採されたのか、公文書として受理できる内容ではないと思うが、市長は内容を確認の上承諾されたのか伺います。

5として、平成26年9月19日、次の条件を付して承諾するのうち、速やかに市長の検査を受けることとあるが、検査日時、双方立会人について伺います。

3点目として、子育て世帯向け地域優良住宅について伺います。

質問1として、平成25年12月12日、株式会社オオバによる前記事業へのヒアリングを実施。参加業者は6社であります。株式会社オオバからヒアリングの調査結果について、何年何月に報告を受けたのか、その後庁内でどのような協議をされたのか、あわせて議会への報告はされたのか伺います。

2として、平成26年6月、市立体育館土地評価額は8,095万3,600円であります。3.3平米、坪単価は10万8,000円であります。解体費は4,979万8,400円で、土地再評価2.7%減による金額は224万6,000円となり、最終的に市の売却残地は約2,800万円となり、3.3平米、坪単価は3万7,000円あります。高額解体費の問題点の指摘について、市は国土交通省の不動産鑑定評価基準第1章第2節によるものと答弁。これまでも前記国の基準による事業の積算事例はあるのか、詳細な内容について伺います。

3として、平成28年9月、議会で鑑定会社の解体積算事例は3件あると答弁。私は、不透明な解体費について市長の責任において調査されるようお願いしたところであります。あわせて、解体費5,000万円のうち、下請業者の請負金額も正確に説明いたしました。市長はどのような対応されたのか伺います。

4点目として、広島銀行跡地に建設された小公園トイレ整備工事について伺います。

質問1として、本件整備事業は、平成25年12月9日、市内指名業者7社による指名競争入札を実施、落札業者は創建ホーム株式会社であります。落札金額は、2,440万円あります。工事の着手、平成25年12月12日、完成は平成26年3月15日であります。この時の工事発注者は前市長であります。

一方、本件土地については、広島銀行から竹原市へ土地移転登記されたのは平成26年2月12日、吉田市長就任直後であります。高額な公金支出を伴う事業であり、一般常識的には銀行から竹原市へ土地移転登記後に、市は入札を実施すべきではなかったのか、なぜなれ合い行政運営を行ったのか、市長の御見解を伺います。

2として、この銀行跡地購入額は2,619万4,773円,3.3平米,坪単価19万2,000円であります。この銀行の社屋解体はどこが行ったのか伺います。

3として、本市の固定資産税路線価改定は平成24年,その後全市域において地価下落が大きいことから,平成25年,26年2カ年連続して路線価下方修正を行ったと答弁されている。平成24年,25年,26年,各年度どれぐらいの割合で固定資産税の減収額になったのか,市長に伺います。

4として、銀行跡地の土地契約日が平成26年2月12日,購入額はさきに説明のとおりであります。一方,市立体育館の土地評価額は8,095万3,600円,3.3平米,坪単価10万8,000円であります。

一例として、竹原小学校屋内運動場解体工事は,平成25年4月,市内業者7社により入札を実施。落札業者は有限会社菅本興業,落札金額は2,252万9,500円であります。解体面積は1,396平米であり,この事業の入札現場管理はどこが所管されたのか伺います。

5として、不動産鑑定評価額は,専門資格を持つ不動産鑑定士が算定して提出されたものであり,内部調整はできないとあり,この市の答弁は法的背景によるものと理解してよいのか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。答弁によっては自席で再質問を行ってまいります。議長(道法知江君) ただいま12番宇野武則議員から壇上にての質問の中身におきましては,飛ばされた部分もございましたが,皆様に配付しております資料に基づいての一般質問と捉えて質問を展開していただきたいと思っておりますので,どうぞよろしく願いいたします。

さらに,資料の配付が質問者からございましたので,皆様のもとに配付しておりますので,御確認をしておきたいと思います。

順次答弁願います。

市長。

市長(吉田 基君) 宇野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず,1点目の御質問についてであります。職員の服務につきましては,地方公務員法第30条において服務の根本基準が規定されており,同法第31条において,職員は条例の定めるところにより,服務の宣誓をしなければならないとされております。本市におきましては,こうした規定を受け,職員の服務の宣誓に関する条例第2条に基づき,新た

に職員となった者は宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないと定めております。

この宣誓書の内容につきましては、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護すること、また、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓うというものであります。

次に、2点目の御質問についてであります。本件の街路樹移植承諾願におきましては、議員御指摘の個人名について、担当者名を記入する欄に書かれているものであり、その他の申請者の住所、氏名欄には企業の所在地や企業名が記入されていることから、企業の意味として提出されたものとして受理したものであります。

承諾願提出時における現地確認につきましては、街路樹移植承諾願を受けて、申請箇所での街路樹の状態や車両運転時の視界の状況などを現地確認し、内容が妥当であるか課内で協議し、決裁を行っているものであります。交通事故防止のための視界確保につきましては、街路樹が成長し、葉が繁茂することなどにより車両運転時の視界の妨げとなり、通行車両や歩行者が確認できないといった事象が発生しないよう、交通安全上の支障が出る箇所については、街路樹の状態等を踏まえ、移植、剪定、撤去など現地の状況に応じた判断をすることとしております。

一般県道竹原港線及び国道432号の街路樹につきましては、議員御指摘のとおり、昭和56年から孟宗竹が基本となっておりますが、近年の沿道における土地利用が商業用途などに多様化し、幹線道路に接続する小路からの視距が悪いなど交通安全上の課題が増えたことから、景観を維持しながらも、沿道利用の際の利便性や交通安全を考慮した植栽を行うこととしております。こうしたことから、低木につきましては枯損樹及び危険箇所から順次ササ類に交換補植することとしており、今回の申請箇所については、交通安全上の課題もあることから、低木として篠竹を植えることを市が認めたものであり、街路樹移植の検査につきましても、平成27年1月15日に提出された写真で検査し、その後現地確認を行っているものであります。

次に、3点目の御質問についてであります。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅につきましては、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と子育て世代の中心市街地への定住を促進するため行ったものであります。

平成25年12月12日付けの資料につきましては、事業者ヒアリング調査を行った

内容について委託業者と市との間で協議を行った際に使用したものであり、これらの途中報告も踏まえ、市内においてPFI制度の導入や国の補助制度の活用策などの協議・検討を行い、議会に対しましては、平成26年6月と12月に民生産業委員会において報告させていただき、平成27年3月に事業に係る債務負担行為の議決をいただいております。

旧市立体育館の土地評価額につきましては、建物のある土地を不動産として売買する時の価値を評価算定するための基準として、不動産鑑定評価基準を使用しているものであり、市が建設工事として解体工事を発注する場合には使用しておりません。

旧市立体育館の土地の売却に係る鑑定評価額につきましては、鑑定会社が不動産価値を算定した額であり、売却先が民間事業者と契約した解体工事について市が関与することはできないものであります。

竹原小学校屋内運動場の解体工事につきましては、本工事における入札、契約事務を総務部財政課で、建設工事である解体工事の現場管理を建設部都市整備課で行っております。

不動産鑑定評価につきましては、不動産の鑑定評価に関する法律により、不動産鑑定士でない者は不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行ってはならないとされており、専門資格を持つ不動産鑑定士が算定し、提出された額について内部調整できないものと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。銀行跡地につきましては、栄えた町並みの魅力を後世に伝え、普明閣への眺望などの景観の向上と、憩い、交流の場づくりを目的として、平成26年3月に小公園、酔景の小庭を整備いたしました。

この整備工事における発注時期と移転登記日につきましては、平成25年7月に建物が解体された後に測量した結果、県、市、隣接地について公図と現地に相違があることが判明し、地図訂正による公図の修正が必要となり、用地取得契約に時間を要することとなったため、やむを得ず土地所有者との協議により施工承認を得て発注し、並行して公図の訂正作業を行ったものであります。

また、銀行の社屋解体につきましては、本市が発注した工事ではないため、把握いたしておりません。

平成24年度から平成26年度までの各年度における土地に係る固定資産税の減収額につきましては、本市全体で、平成24年度は対前年度比で5.8%の減で、額にして約4,700万円の減となり、平成25年度は前年度比4.1%の減、額にして3,100

万円の減、平成26年度は対前年度比3.7%の減、額にして約2,700万円の減となったものであります。

不動産鑑定評価基準につきましては、あくまでも不動産の価値を評価するものであることから、本市が建設工事として解体工事を発注する場合には使用いたしません。また、平成28年9月の定例会において答弁いたしました3件の事例につきましては、建物がある土地の不動産価値について、建物を除去することを前提として評価した事例を提示させていただいたものであります。

平成25年度、平成26年度の銀行跡地及び市立体育館跡地周辺の固定資産税評価額につきましては、銀行跡地については、平成25年当時民間が所有していた土地であるため同年度の評価額を公表することはできませんが、市が所有権を取得した平成26年度の固定資産税評価額は1坪当たり13万2,823円となっており、市立体育館跡地周辺の固定資産税評価相当額につきましては、平成25年度が1坪当たり10万6,280円、平成26年度が1坪当たり10万9,855円となるものであります。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 今地方公務員法、私がなぜこういうことをお聞きしたかという、私は57年で議席を得ましたが、先輩議員から議会のたびに地方公務員法とか地方自治法の法律の勉強の指導を仰いだことが思い出されるわけであります。

職員の皆さんは、ただいま市長が答弁したとおり、市民に目を向けた行政運営が強く求められると思います。33条には信用失墜行為の禁止とか、34条は秘密を守る義務、35条には職務に専念する義務等々あるわけであります。昨日も五、六人の職員がイズミの方からたつたつたつた小走りに来ておられました。時計を見ると、ほぼ8時半でございます。同僚議員と、もう一、二分早く来れば市民の批判を受けることはないのだろうがなというような話をしてまいったところでございます。

そこで、市長に伺いますが、月に1遍、月曜日には朝礼があると思いますが、そういった公務員法等についての定期的な御指導はなされているのかどうか伺います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今御質問いただきました地方公務員法等、我々が行政職員として執務を執行する際に必要な法律、あるいは条例等の関係につきましては、その都度採用時には初任者研修でありますとか、一定の年数が過ぎますと中堅職員研修でありますとか、そういった研修の場面におきまして、必要な事項について研修をしているということ

で御理解いただきたいと思います。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） いろいろ市民の目もありますので、公務員としてただいま答弁があった内容でございますので、今後も適正に指導していただくようお願いしておきます。

次に、2点目の街路樹移植願でございます。

議員の皆様、職員の皆様方にも配付をしております。

私は、この質問書を提出した時に、創建ホームのこの提出者の実名でお願いいたしておりました。そのことは法的には何ら問題ないというふうに今でも解しておりますが、この方はこの文書を提出以前、既に7年前から某水産関係の職員となるべき2年間の講習を受けて、現在水産関係の仕事をなさっておられます。正副議長の御心痛もございまして、今回あえてA氏というふうにさせていただきました。この水産会社は人材不足、非常に困っている中で、50代にして2年間の期間を経て現在正式に採用されて非常に重宝されていると、このA氏の仕事、あるいは将来に関わって障害のあるようなことがあってはならないというような思いから、正副議長が懸念される形で理解して、今回A氏としたわけでございます。その点、何卒御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、この文書、これは市民から指摘を受けて、私は情報公開条例に基づいて資料提出していただいたものであります。市長の方、お配りしているのですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、そういう指摘を受けて、これ目を疑ったのです、私。再度資料請求いたしました。同一のものが出てきたわけです。それで、この流れを見れば小学校5、6年生だったらわかると思うのですが、移植願、最後の条件のところにも市の指定する場所へ移植しますとあるわけです。ここへ、今答弁があったように35年、6年からずっと三十何年間孟宗竹を植えたのです。この孟宗竹を篠竹にする理由はないのです。要するに、移植することはあなた方が今答弁したように、木が茂る、高木だから、だから移植するのですよという、そしてそれを市長はその後、この申請を26年9月19日に許可したのです。そのまま篠竹になっています。もとへ返しますと、これは最後の条件のところに移植しますとあるのですが、実際は切ったのです。これを私は、この文書2通、申請書と許可書の2通の中に、明らかにこれは契約行為だと思いますが、その点について伺っておきます。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御質問の街路樹移植願の様式でございますが、皆さんの

お手元にコピーが、同じものが回っていると思うのですが、こちらの様式につきましては従前の様式ということで、非常に承諾願の様式については、承諾に当たっての条件や内容がわかりにくいものとなっていたことから、実は平成28年10月に道路に関する工事に伴う街路樹等の移植に関する事務処理要綱というのを定めまして、合わせて様式の変更を行って改善を行ってございまして、適切な処理となるように努めているところでございますので、まずは1点御理解をしていただきたいと思います。

また、植樹についてでございますが、今回申請場所については、交通安全上の課題があったということ、それから非常に竹として、もう既に移植をすれば枯れる可能性があったということで判断をして撤去したということでございます。その後、低木として篠竹を市の方が認めたというふうな状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(12番宇野武則君「そういう問題じゃない。契約行為か」と呼ぶ)

議長(道法知江君) 契約違反ではないかと。

(12番宇野武則君「契約行為ではないか」と呼ぶ)

建設部長。

建設部長(有本圭司君) 済みません、どうも。

この件につきましては、一応任意様式の承諾願ということで以前取り扱ってございましたので、特に契約行為というふうには解釈いたしておりません。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 契約行為というのは、口答でも契約行為というのは法的に成立するのです。これは一つの工事ですから、そういうことを言うなと言っているのよ、私は。どこの世界、市長に許可をもらうのに勝手な文書を書く者がいるの。そういうことを言うてはいけない。申請書を出して市長が許可したというのは契約行為なのよ。誰がこういうふう任意だというような者がいるの。市長が許可出している。そういう今までの議会で答弁するようなことを言っていたらいけない。私は納得しないのだから。法的には口と口でも契約行為は成立するのよ、幾らでもあるのよ、そういう判例は。市長にこういう文書を出して、創建ホームといたら竹原市でも指名業者の中で一番大きいのだから。

私は、ここにも事例があるが、これもゴム印を押して、創建ホームと書いて、これはふ

れあい館の領収書、40万円現金で払っている。創建ホームがもらっていないと言ったらどうするの。契約行為というのはどういうことかといったら、ここにあるのよ、市長が許可したところに。3件の条件の中に2番目の瑕疵担保、これが発生した場合に、このA氏に請求するのですか。今私が説明したでしょう、A氏は7年前によその施設へいるのです。水産関係のところには正組合員として働いているのです。確認に行ってみなさい、非常に重宝がられている。だから、正副議長が懸念したように、実名で提出していたのだが、それはお互いに、私の法解釈を強引に押しつけて本人に将来何かの障害のあることがあったら遺憾だなという形で理解したのです。この瑕疵担保が発生した場合に、よくいいと言った文書、許可したものが、ここにあるのは法的効力があるので。あなた、もとの原復しなさいという命令権ができる。その点どうですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 繰り返しになるのですが、そういったことで旧様式については非常にわかりにくかったということで、このたびから、28年10月から新たに要綱を設置しまして、適正に改善を行って適切な処理を行っているという状況でございます。

また、この時にございました許可条件につきましても、もし樹木等が枯れた場合につきましては、業者の責任において、申請者の責任において原形復旧していただくということが原則となっておりますので、以前どおりこういった指導は行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） まさに瑕疵担保というのは法律に基づいたものだから、今瑕疵担保など、雇用促進などは10年なのよ。瑕疵担保の期間というのは10年なので、雇用促進など。この文書に沿って、あなた今申請書がどうだこうだという、申請書、これ立派なものよ、これ以上変えることはないのよ。変えたのは、あなたらが勝手に変えたのよ。だから、これは長くやらないけど。移植を、ここへ工事完了の際は工事写真を提出するとともに、速やかに竹原市長の検査を受けることとあるのよ。その前の申請書には、移植の際は造園業者に施工してもらい、市の指定する場所に移植します。この内容を、篠竹も含めて変更したものについて市長に一々報告したの、報告して了解をとったのか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 当事務の取り扱いにつきましては、決裁区分が担当課長になっ

ておりますので、担当課長どまりでの決裁区分で課長として判断をして手続をしております。

なお、今回一般質問等がございましたので、昨年来一般質問があった部分について内部での勉強会、あるいは市長への報告というのは、その時点時点、時々に行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そうすると、この文書は課長が変更してはいけない、本当は。だから、今度植える市木が低木だというのなら、これは分離しないといけない、この書類の処理として。要するに、孟宗竹が対象だから。あなた方高木で見通しが悪いということだから、それが市木だといって。自動車の交通の視界の確保、交通事故防止、それへ関連して言いますが、あの藤三の通り、市道から県道へ出る道路、市役所まで4本あります。それで、30キロ、速度。一般道の規制としたら最高だろう思うのです。上下8カ所の出口は全部一旦停止、それでどういう事故が発生するという予測をしたのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、今回の移植場所につきましては、新たに民地からの出入り口です。出入り口からの支障になるということで協議をして、支障になるところを対応したということでございます。

議員御指摘の市道部分については、県道竹原港線がございまして、県道竹原港線に出るのにおのおの市道から出るところが一旦停止となっております。一旦停止となっているところも、非常に竹並木で見えにくいところにつきましては協議をして、部分的に強剪定をしたり、場合によっては植樹を、移したり移植したりするという事も以前実績として実施したことはございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 部長ぐらいになったら、その場限りの答弁してはだめよ。

じゃあ、商業用途で、あなたらこうやって答弁している。多様化、幹線道路に接続する小道の視界が悪い。そのなった場所を、この10年でどこがなったのか。今創建ホームのホテルが建ったところはフジタビルがあったのよ、角まで。市の歩道との境界線まで建っていた、4階、5階建てが。そういう面からいったら、今丸見えなのよ。もう一遍東側の道路から竹原の市役所のNTTまで見てみなさい、障害物は絶対がないから。この10年

で、じゃあ事故があった、証明してみなさいや。できないでしょ、ないから。もうちょっとこういう横暴な文書で行政がきりきり回されたらつまらん。何様だ思っているの。業者に一方的な排除ではないか、これは。いつも言っているように、審議は中立、公平、公正に行政運営しないといかん。あなたの答弁をずっと整理したら、初めの答弁と全然違ってきている。指摘されたからといって申請書なんか直すことはないわ。まともな申請書だったら、これで十分なのよ。もっと、一部の人間や企業に左右されるようなことがあっては絶対いけません。その点は厳しく言っておきますぞ。今後1年以内にあったら、私は全部訴訟して白黒つける。私は今まで8つもやってきている。一回も市役所と負けたことはない。最初にやったのが市長の学歴詐称。東京の明大まで行ったのよ、私は2日弁護士連れて。そういうこともずっと私は経験してきてやっている。だから、特定の団体や特定の企業をこういう優遇するような行政運営は絶対にいけないのよ。市長によく言っときますぞ、その点は。あなたが許可した文書を勝手に課長らで変えたといったら、そのような組織はどこにあるのか。改めて市長の文書で変更しないといけない、孟宗竹を篠竹にするにしても。

だから、私がこの前も言ったように、そこの街路樹の、市役所を出てから、先週の火曜日ぐらいにあそこ植えたでしょう。そこの市役所前の道路のキンモクセイを。あれを植えたのは、忠海の商工会議所の会長をされていた方など14社。その顔ぶれを見てみなさい。企業、団体、市民、行政と一体になって竹原市のモデル地区をつくったという内容が書いてある。先週の金曜日ぐらいにあそこへキンモクセイ植えたでしょう。

一方では、商工会議所をやっていた非常に見識の高い竹原市の経済界でもリーダーの方が音頭をとってそうやってやってくれている、一方で、あのようなわけのわからない文書で移植だと言いながら切ってしまうって、切るなら切るような手続をとらないといかないでしょう。それを横車だいうのよ、横暴な。そこで誰が正論だと言う者がおるのか。

どっちにしても、市民の税金を使って三十数年間も育ててきたものだから、一企業が何か建って邪魔になるって、今3本は根っこから生えているわ、3本。竹原市はどういって書いてある、添え木してタケノコを折らないでくださいって書いてある。篠竹にしたら全部篠竹にしないとイケない。

それから、完工検査も、あなた方は27年の初めだと言っているが、私は現場確認したのよ、12月の終わりよ、27年の。1年間の開きがあったら瑕疵担保の期間は過ぎるので。27年の暮れから28年の暮れまでが瑕疵担保の期間になるのよ。完工検査は写真だ

というようなばかな市はない。完工検査というのは、現場へ行って提出された図面どおりに事業をやったものを確認するのが完工検査なのよ。だから、今下水道発注しているが推進掘りを、業者もいないが市の職員もいない。いないない尽くして丸投げよ。少しは恥ずかしいと思いなさい、あなた方。

それでは、2点目の子育て支援に入りたいと思います。

先ほど紹介いたしましたオオバです、平成25年12月12日に発注しているのです。それから、この内容について、これほとんどの結果が非常に否定的な内容であります。どういう結論でこれが継続されたのか、このオオバ他の6社のヒアリングについて、内部でどのような協議があったのか、その1点について伺います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御指摘の旧市立体育館跡地の利活用推進に伴う調査設計業務ということで当時行っております。こちらにつきましては、プロポーザルを行うのに条件整備であったりとかそういったニーズを把握するために民間事業者からヒアリングを行ったものでございます。そのヒアリングを受けて、どういった手法、どういった制度がいいのかということで検討を行った業務というふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） これは、こういう大型事業でそんな簡単な答弁でいいのですか。これは大和ハウスとか日本を代表する日興ホームとか、プロポーザルでも参入の意向という調査もあります。ここで一番問題になっているのは、借地では合いませんということです。借地を借りてまでこういうことをやっても、企業のリスクは高いというような内容があるわけです。

そこで、竹原市の創建ホームさんが、ここに6社中1社参加しておられます。それで、ヒアリングの1項目として土地取引条件、使い勝手は悪く、通常の売却でも手を上げるかわからない。2点目の子育てスマイルマンション認定について、賃借、マンションの家賃収入で採算がとれる需要計画を組むことは難しい。入居条件として、条件がつくと、参入は一段と難しい。プロポーザル参入の意向、条件が整わないと判断しがたいが、今のところ参入は難しい。その他の業者の問題点も皆同じようなもので、だからこのプロポーザルによる募集をしても、一番わかっている業者は全く参加しておらない。これが事実なのです。そういう中で、あなた方はプロポーザルというような名前で現在の企業に依頼した

と。ここに、もうこういう状況になるというのが、創建ホームさんは的確に判断しているのです。子どもの数まで、生まれる数まで判断して、こういう状況ではこれだけの施設をつくっても入居は難しいという判断を全部している、細かく。なぜそういう意見を尊重しなかったのか。今現実には、今年東広島市も30%ぐらい解体をして新しい住宅を建てるというふうな方針を打ち出しましたが、まず共同住宅とか3世帯住宅とか、そういうものの人口がどんどんどんどん減っている時に、そういう発想とともに議会に出して、どういう条件がいいですか、どういう施設がいいですかということを出さないと、あなた方は一方通行で出している、一方通行で出したら選択の余地ない。何でも複数のものを出して、国全体、あるいは県全体を見て、本当に市民生活の中でどういうものが一番ベストなのか、そういうものを研究してやらないと、あなた方は丸投げだから。だから、わけもわからないエレベーターをつけて、共益費も高くなるでしょう。20代から30代、40代ぐらいまでの方が入る入居施設へ、1万円でも安く抑えようと、そして入りやすい。一番問題になっているのは何かといたら、条件つきなのよ、給料とか入る時の条件とか。それ聞いたらすぐ逃げる。何人かは私もそういう経験している。あそこへ入りなさいやといっても、見に行ってからすぐ逃げる。その欠点のところをこの6社が、全部私は読んでこうして印をつけていますが、的確に指摘している。しかし、誰の指示かどうなったのか知らないが、わけもわからない呉の方の業者がやったのよ。やった結果、満室になったのかどうか知らないのだが、大変残念な思いであります。

あなた方、さきの答弁でも今でも、どういう協議をしたのかといたら、頭になる誰々を長にしてやったのですというぐらいの答弁をしてもらわないと、やったのですといたら漠然として、どこでどのような協議したのかわからないのよ、我々は。答弁の垂れ流しのようなことをしては困る。我々も必死だから。それが市民に負担がかかるようなものだったら、我々にも批判が来るのだから。

さきのバンブー公園でもそうよ。何でそのような募集をしているのか。ここらでも1社でプロポーザルでやっているでしょ。けんけんごうごうして、入札すればいいのよ、数字が出るのだから、すぐに。あなた方の能力がないのだから、はっきり言って、だから丸投げするのよ。今仕事でもどんどんどんどんよそへ皆出しているでしょう。あなた方に手間がかからないからよ。私は、このプロポーザルでせっかくヒアリングして、これはいいと思った業者がいたら入っているわ。特に創建ホームなどは入っている。この創建ホームの判断について、市長、これは完全に否定的です、どう思いますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、ヒアリングでございますが、ヒアリングはあくまで民間事業の企画力、技術力を活用した良好な計画を提案していただくために、プロポーザルで条件整備をするためにヒアリングを実施したということでございます。あくまでもヒアリングは参考ということで、その後どういった形でこの跡地利用が計画できるのでなかろうかということで、るる検討いたしまして、民間のノウハウを活用した最適な提案をしていただくための、繰り返しになりますけど、プロポーザルを採用したということでございます。旧市立体育館の解体と、それとあと跡地利用をセットで提案していただくということで、さらには子育てしやすい環境づくりということで、県のスマイルマンションの認定を受けた子育て世帯向けの住宅を建設するという条件をもとにこの事業を展開したものでございます。この根底の中には、人口減少、それから若者が定住するということが、何とか歯どめをかけたい、そして本住宅に子育て世帯に良好な住環境を提供することによって、本市への転入や町なかの居住を促し、竹原の町並みや町なかの居住の利便性に魅力を感じていただき、定住のきっかけとなるような計画にしたいということで政策的に取り組んだ事業でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そのバラ色の政策は、地獄の政策になったのよ。その反省が少しもない、あなたら。20年間市民が税金で払うことになる。誰が責任とるのよ。ぺらぺらぺらぺらしゃべっているが、市長以下、その責任は重大なのよ。要らない銭払うのだから。あなたら1社だからだめだだめだといって蹴るものもある、1社でもやることもある。それでは、広銀の跡地のように解体して更地にして売ればいい。何もかもやって12月の答弁では3件の鑑定会社の解体した事例がありますとって答弁して、答弁したから私は私の弁護士のところへ行った。そういう事例があるのですかという。鑑定会社は鑑定などはしないはずと言った。せつかくだから、市長、顧問弁護士も年額で雇っているのだから、私の方からも広島協会の話をして、鑑定会社はこういう事例はあるのですかという確認はしますよ。我々もしたら、あなた方もあるとって答弁したのだから実際はどこどこにあるとって、あったところを言わないといけないのよ。それを言えなかったら答弁しない方がいい、架空の答弁になるから。事実はどこですかと言われたら、あそことあそこですと言ったら私は確認するのよ、行ってから。質問者はそういう責任があるので。何をぼさとして答弁しているのか知らないが、質問者は市民の代弁者だから。いい

ですか。そんな生ぬるい答弁してもらっても困るのよ。

それから、確認しておきますが、鑑定会社が鑑定したということは、市で調整できませんということでありましたが、そのことは法的な裏づけがあるのでしょうか。その点。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 御質問の鑑定会社についての法律的な裏づけということがございましたが、市長の答弁にもございましたように、不動産鑑定評価につきましては、不動産の鑑定に関する法律によりまして、不動産鑑定士でない者は不動産鑑定士の業務に関し不動産の鑑定評価を行ってはならないというふうにございます。専門資格を持つ不動産鑑定士が算定し、提出された額については内部調整できないものであるというふうにございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 内部調整はできないと答弁したのよ。それですが、これは判例がある。判例があって、市長はよく御存じのように、竹原工業の土地、おたくの会派が大反対して、鑑定人は2名でやられたでしょ、覚えていますか。

（市長吉田 基君「はい」と呼ぶ）

そうよ。だから、あの時の判例調べたら、鑑定はあくまでも目安という判例があるわけ。ただ、1万円の土地を100万円を買った、200万円を買ったといたら、これは手錠よ。やられた例があるのよ、熱海の方かどっか。旅館を市長が買って、何百億円かで。だから、そういう限度はあるのよ。だから、固定資産評価額というのを私は聞いたのよ。だから、鑑定人が鑑定したとって、法律がそれを確定するわけではない。法律は、鑑定はあくまでも目安ですよという。それは、売り手と買い手で10万円の土地が1万円上がったとか下がったとか、こういうものは許容範囲ですよということが裁判所の判例なのです。竹原市も、3年も土地が下落したということは余り胸を張って言われるような内容ではないのですが、それだけ竹原市が衰退していつているということを証明しているわけでありませう。

私も、ここへ元請と下請の関係の書類は皆ありますが、こうやって。必ず、竹原、吉田基、発注者だったらここへ名前が誰かわからないようなものは一つもない。これ20枚ぐらいあるよ。市長、宇野組が受けた、宇野組、代表、現場責任者は誰々といつてここへ皆ある。こういうものが正式な公文書なのよ。記録するのによそへ勤めている人間の名前で

出しているのだから、現実には。あなた方今みたいな答弁していたら、本人を連れてくるよ、私は委員会へ。あなた出したのですかといって、私はその組織へ持っていつているのよ、この文書を。書いたのかといって。私は書いていないと言ったら刑事問題になるから、もらわないだけよ、回答を。公文書の偽造になるから。あなた方簡単にやっているが、この文書であそこを切ったということになると、竹でもそうで。だから、もうちょっと真剣に、皆市民が納めた公金に関わっているということをいつときも忘れてはいけない。

広銀のことで最後ですから。時間ですよといってぼつぼつ看板が上がりそうだから。

今広銀の、25年に工事を発注しまして、2カ月後の26年に移転登記されております。これは法的に副市長、県、市、民地が手間取ったから発注したのですよという答弁ですが、県、市といったら県道と市道だろうと思うのですが、そういう確定が、広銀の土地はそういう答弁している、12月も答弁している。そういう確定ができない土地へ、前市長が工事を発注したのよ。やめる前に発注しない方がいいと思ったが、そう思うのよ、私も。あなた気の毒に思うよ。あなたが悪者になるから。だから、県道、市道の境がわからないのに工事を発注するような、余りこう言うと無礼な発言になってはいけないが、このような政治音痴の行政はないと思うのです。道路の境がわからないのに工事だけ発注して、そこを工事していたらまた下げないといけない。その点、副市長、そういう事例が県の方であるのですか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） この部分ではなくて、一般的な話としてお話をさせていただければと思いますが、用地の関係で所有者が固まっている状況で、工事をどうしても急がなければいけないという場合において、施工承諾をとった上でやるということは、過去においてはありました、他の行政においても。ただ、そういう中においても契約行為という部分もありますので、なるべくならそういうことを使わないようにするべきだろうということで、最近はほとんど行っていないというのが実例ではあると思いますが、やむを得ない場合においては、そういうケースもあるというふうに理解しております。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 一般的には理解できる。しかし、それは緊急性も何もない事業よ。公共下水でもよく繰り越しするが。繰り越しよりまだ焦らないでいい事業なのよ、下水よりは。だから、私は確かに前市長に話があった折、公園をやるのなら水儀、磯辺を買

ってあげなさいと言っていた。そしたら、その後数日して町並みを歩いていた。60年も商売していた方が私を呼んで、もっと優先順位があろうかといって怒られたのよ。そうですって戻ったのだが。私はずっと関わってきたから、町並みへ、あそこのコミュニティーもそうです。だから、コミュニティーも、私が委員長になる折は、あれ解体になっていた。観光協会があそこ1億円で建ててくれと。あれ解体されていたら、今道の駅も何にもできていなかった。一発で私は断った。何で断ったかといったら、コミュニティーへ週に4回行ってたとい。バスでも8台来ていたような現実をよく把握していたから、待て、どうにもならないようになったら予算をつけましょうと。しかし、それをやるのならまず、特に観光協会の案内所というのは駅の前に持っていくことが原則だと思ったから。そういう形で私は市長にそういう耳打ちをしたことがある。しかし、何か縁が濃いか薄いかよくわからないが。それで、この創建ホームが2,240万円で落札しているのです。消費税が120万円ですが、その落札金額のうち、解体に要する経費として、解体工事費70万円、再資源化30万円、この内容、どういうものですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、1点再確認させていただくのですが、あくまでも旧銀行につきましては、旧銀行が解体をして、解体した後に更地を市の方が購入したということなので、解体費については、申しわけないのですが、市は把握しておりません。市が発注したのは、あくまでも今の公園、公園としてトイレを整備したりとか、内装、外装、外構を整備したりするのに、一応先ほど議員さんから御説明があった業者への落札金額というのが、公園整備に係る金額が2,440万円ということでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） この広銀の土地の契約書、土地購入した時の2,600万円、これが落札金額、その中に、落札金額の中にあるのよ、解体費というのが入っているのよ。ここへ、小公園と、トイレほか整備工事、竹原市中央3丁目、これ創建ホームが落札しているのよ。請負金額2,562万円、今の落札金額と120万円足したらこの金額になる。その下に、解体工事に要する経費等々あるのよ、この文書の中に。解体工事に要する費用70万円、税抜き、再資源化等に要する費用30万円、税抜き、とここにあるのよ、この建設工事請負契約書の中に。それで、広銀が更地に解体したのなら、これは何の費用かなという質問よ。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 済みません、確認させていただきますけど、議員さんがお持ちの資料の解体費というのは、発注した工事の中において支障となる構造物、構造物の解体費ということで御理解していただければと思います。普通、旧銀行の建物を解体する場合においては、多分2階のRCだったのでかなり、数十万円ぐらいでは済まないというふうに解釈しています。ですから、今回市が発注している工事の部分についての解体というのは、あくまでも小型構造物を解体する、工事の支障となる解体物というふうに理解をしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） ひどく難しくなるのだが。あなた、銀行が全て解体して更地で19万2,000円で買ったというのなら、それは広銀から出す銭ではない。竹原市は解体した後の更地を19万2,000円で買ったのでしょうか。だから、今あなたの答弁は、広銀が解体したのですということだから、だから私は広銀頭取に手紙出したのよ。そしてら返事が来たのよ。こういう契約どうですかとって。本当は広銀も正当化しないといけなから、頭取相手に出したのよ。私は誰でもいい、不審なものは聞かないといけな癖があるから出したのだが、広銀さんも他人の銭で運営している。我々も竹原市長も市民が納めた1円まで税金で運営しているのだから、そう軽々と、災害があつて緊急にしないとけなから、市長の専決処分でやったのだというのならわかるよ、あるいは緊急性があつたり。銀行は人が来るか来ないものをつくるのだからいつやってもいいわけよ。境界をきちりとして、県も市も道路でも何でもそうだが、民地も、きちりとして発注するのが普通の手法なのよ。部長、区画整理やなんかそのようなことをしていたらどうなるの。むちゃくちゃになろう。区画整理で、ああ、いいよ、境界線後でいいから家建てなさいという者はおらなからでしょ。行政というのは、だから私が地方公務員法を市長に読んでもらったのよ。そう公務員というものは、我々もそうだが甘くないのよ。法律を守る竹原市のシボルのところだから。それを一事業者やなんかにくるくるくる回されたら絶対だめよ。町は発展しない。過去に事例があるのだから。昔は談合が必要悪という時代もあつたのよ。副市長ら、そのごろには若いからまだ入っていなからかな。30年前にはそうだったのよ。だから、今はそういうものについては市民の目が非常に厳しいのよ。だから、我々が、これからも多くあるだろうと思うが、あれはどうなっているのですかとって言

われた折に、適正で的確な返答ができない。だから、議会に出す折には、答弁一つにしても、今言ったように有本部長を頂点にして、課長と誰と職員と技術屋と、こういうような形で協議したのだと、その結果を副市長、市長に決裁もらってやったのですというような答弁をしてくれないと、なかなか、私はもう2年ぐらいあるから理解しないのよ。だから、お互いに市政発展のために協力していく関係にある。あるのだから、答弁で、余り言葉は悪いことは当然言われぬが、初めの答弁と最後の3委員会を経過した答弁が、壁へ塗るような格好で答弁してはいけないのよ。我々も追及する、責任とれというのではないのですが、しかしこれは差別的な、1つの企業のためにこういうことをやってはいけないということになると、それは改めていかないと市民が納得しないのです。今度、私は竹の問題も含めて、委員会でもあの竹のどういう生態系か掘ってみようと思うが、完工検査というのは、切ったら全部掘ってもとの更地にするのが完工検査だから、移植というのは切ったのだから。しかし、今言うような答弁してはいけないのですよ。市長が許可したものに、あなた方の課長、あなたと課長と協議して変えたのですといたら、それは市長に対する背信行為だから、組織的には。あくまでもそういう結論については、市長の決裁をもらってこうしたのですという、行政はそうだから、市長トップにして成り立っているのだから。私にそういう答弁したら絶対に聞かないということを厳しく言って終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって12番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

14時30分まで休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

〔議長交代〕

副議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、今田佳男議員の登壇を許します。

今田議員。

1番（今田佳男君） それでは、質問の御許可をいただきましたので、発言通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、1つ、教育委員会について、2、観光事業について、3、職員の研修について質問させていただきます。

1、教育委員会について質問します。

文部科学省のホームページ、教育委員会制度の概要では、教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開。その意義は、1、政治的中立性の確保、2、継続性、安定性の確保、3、地域住民の意向の反映。その特性は、1、首長からの独立性、2合議制、3、住民による意思決定とされています。

竹原市のホームページ、教育委員会情報では、教育委員会会議の日程、議事録を見ることができます。私は毎月の定例会を可能な限り傍聴し、出席された委員の皆さんの熱心な議論を聞かせていただいております。現在教育委員会会議の日程は、原則毎月第4木曜日に定例会、その他必要に応じて臨時会が開かれますとされています。竹原市の教育に関わる大変重要な会議であり、傍聴される方を増やす工夫が必要ではないかと思えます。市民の皆さんが傍聴しやすい日程などについて検討されるお考えはないでしょうか。

2、観光事業について質問します。

観光ガイドについて質問します。2月9日、奈良県高市郡町村議会が観光施策について視察に来られました。前日、たけはら観光ガイド会のガイドさんの説明を受けながら町並み保存地区を約1時間半かけて見学されましたので、私も同行させていただきました。大変寒い日で、多くの観光客を案内されるガイドさんの御苦勞がよくわかりました。

そこで、質問します。

現在、観光ガイドさんの人数などは充足しているのでしょうか。今後の育成はどのようにお考えでしょうか。

海外からの誘客事業について質問します。東広島市と連携して台湾からの誘客プロモーション等業務が進められています。インターネットでは、昨年12月に台湾で放映された旅番組で、2人の若い女性タレントが町並み保存地区や大久野島などを紹介し、かぐやパンダやウサギと触れ合う様子を見ることができます。現在の反響はどうでしょうか。また今後計画されている事業についてお聞かせください。

3、職員の研修について質問します。

昨年9月の第3回定例会において、地方公務員法の改正に関係して人事評価の活用について質問しました。人事評価で得られた結果につきましては、職員の計画的な人材育成に活用するとともに、職員自ら取り組む能力の支援に活用するなど、人事評価制度を本市の人材育成基本方針に位置づけ、体系的な能力開発につなげ、組織の士気や公務能率を高めることで、結果として住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えておりますとの答

弁でした。

しかし、先日委員報酬等の未払い事象についてというプレスリリースで、不適切な事務処理があったことが公表され、組織における事務のチェック体制を強化するとのコメントがありました。現在の職員の研修に課題はないでしょうか。再発防止のためにも、今後研修を充実させる必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 今田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問につきましては、教育長がお答えをいたします。

まず、2点目の御質問についてであります。現在観光ガイドを行っていただいておりますたけはら観光ガイド会につきましては、任意団体として6名のガイドの方が所属されており、町並み保存地区を訪れる観光客に対して、町並みをはじめ、竹原市の歴史、文化などの魅力を伝える活動を実施されております。

これまでの「たまゆら」や「マッサン」の影響により、平成26年度の下半期から観光ガイドの申込数が大幅に増加しており、6名の会員が交代で活動されておりましたが、現体制では申し込みの増加に対応できなくなり、また会員の高齢化により後継者の育成についても課題があることから、市と観光協会が支援し、観光ガイドとして活動することに意欲のある方を対象として、平成28年2月から3月にかけて観光ガイド養成講座を開催し、現在この講座を受講された5名の方がたけはら観光ガイド会に所属し、観光ガイドとして活動するため、引き続き研修を行っていると同っております。本市といたしましては、竹原市を訪れる観光客へのおもてなしの観点からも、たけはら観光ガイド会の果たされている役割は非常に大きいと考えており、今後におきましても観光協会と連携し、支援してまいりたいと考えております。

インバウンド観光促進事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用し、東広島と広域的に連携しながら、台湾からの個人旅行客誘致促進に係るプロモーション事業等を行うものであり、台湾の有名タレントを使って竹原、東広島両市を旅するプロモーションビデオを製作し、昨年12月にテレビやインターネットでの情報発信を行うとともに、両市の周遊を促す日本語、英語、中国語の多言語ガイドマップを作成したところでございます。また、来月には台湾から2市を周遊するツアーを企画し、個人旅行客の誘客に取り組

むとともに、受け入れ環境の整備といたしまして、両市を周遊する定額タクシーの運行支援や国際宅急便サービスを利用した手ぶら観光の支援等に取り組むこととしております。

次に、3点目の御質問についてであります。このたびの不適切な事務処理につきましては、関係者や関係機関に大変な御迷惑をおかけいたしましたこと、また市民の皆様の信頼を損なったことにつきまして、改めておわび申し上げる次第でございます。

このたびの事案を受けまして、再発防止に向けチェック体制を再度確認し、適正な事務処理を行うよう、全庁的に周知徹底を図ったところでございます。職員一人一人が全体の奉仕者であることの自覚と責任感を持ち、公務員倫理と法令遵守を徹底し、平素から職員間の円滑なコミュニケーションや情報の共有を図り、適切な事務処理につなげていくことが大切であると考えております。そのためには、職場における上司や同僚が状況を確認しながら適切なアドバイスを行うなど、職場内での職員研修の重要性、必要性を強く感じているところであります。職員研修の本来の役割は、市民サービス向上のために職員の能力を最大限に引き出すことであることから、職場内での研修を含め、これまでの各種研修の内容を検証しながら、今後の研修体制の充実に生かしてまいりたいと考えております。

副議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の御質問についてであります。教育委員会会議につきましては、竹原市教育委員会会議規則に基づき、定例会を原則として毎月第4木曜日に開催するほか、必要に応じて臨時会を開催することとしており、平成27年に16回、平成28年に13回の会議を開催しております。この会議におきましては、人事案件などの非公開の議事以外は傍聴することができ、平成27年は延べ20名、平成28年は延べ13名が傍聴されております。教育委員会といたしましては、会議開催日時をホームページにおいて事前に掲載して広報するとともに、会議開催後には議事録の掲載を行うなど、情報提供にも努めているところであります。今後におきましても、より傍聴しやすい会議となるよう、会議運営の工夫、改善に努めながら、開かれた教育行政の推進を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） それでは、教育委員会についてということで質問をさせていただけたらと思います。

議員になりまして、毎回教育関係については質問させていただいております。基本的には現場の御苦勞が大変であるということで、現場の負担軽減ということが大体メインでずっと継続的に質問をさせていただいております。

それで、いろんな行事を学校で見させていただいております。今から卒業式、それから入学式というシーズンに入っていきます、いろんな別れというか、次の世代、それから新しい出会いという季節に入っていくというところで、学校もいろいろ大変に忙しいことがあるのだと思います。

それで、前回からですけれども、現在の出生の子どもの数ということで少し調べますと、昨年28年1月から12月、1年間で出生した子どもさん、これは市のホームページで計数拾えば出るのですけれども、102人です。今年の1月が13人、13人という和多い月なのですけれども、こういう子どもさんの数、この子どもさんがそのまま小学校へ上がると、5年ないし6年先には小学校へ上がっていくという状態になるのだと思うのです。今現在の小学生の数、市内9校全部で1,133人です。そうすると、6で割って平均1学年が189人ということになるのだと思います。中学校が4校で572人、3年ですから3で平均で割ると191人ということに現在なるのだと思うのです。この人数が、今でも何か行事に行きますと、子どもが少ないね、減ったねという話になるのですけれども、それが先ほど申し上げたような出生数になってきますので、何年か先にはもう、半分まではいかないけれども、また極端に子どもが減っていくという状況になっていくのだと思うのです。そういう状況の中で、いろんな教育関係については教育委員会さんがほとんど全てのこととっていいぐらい担当されるというふうなことで、皆さんに教育委員会に関心を持っていただきたいという思いが非常に強いので、教育委員会についての傍聴ということで今回質問させていただいております。

それで、竹原市のホームページ、左の下の方へ教育委員会情報というところがありまして、そこをクリックすると教育委員会の情報が全部出てきて、いろんなものが全部見れると。その中で、日程、それから議事録というものも全部見れるという状態になりました。これは、昨年同僚議員の質問等ありまして、かなり改善をされたことだと思っております。それで、市のホームページの教育委員会の、基本的には先ほどお話がありましたように毎月第4木曜日という定例会ですよということなのですが、若干移動する場合があります、それと時間が移動する場合があります。私傍聴しているのですけれども。ホームページへの掲載の時期なのですが、いろいろ御都合もあるのだと思うのですけれども、いつ

いつありますよという掲載から実際の開催までの期間がちょっと短いのではないかと  
いうふうな印象を持っているのですが、その点についてお考えはありましようか。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教育委員会議の日程のホームページの広報の件で  
ございますけども、毎回、毎月1回会議は開いておりまして、会議の開催の1週間前に招集  
告示、これは市内の掲示板に告示をするということになりますけども、それと同時にホー  
ムページの方に日程の掲載をいたします。それで、議案の調整等もございますので、それ  
より早くというのはなかなか難しいところはございますけども、できるだけ速やかにホー  
ムページの方に掲載をして周知を図りたいというふうに思っております。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） いろいろ難しいことはあるのだと思うのですけれども、できるだけ  
早目ということをお願いをしたいというふうに思っております。

それから、何回も傍聴に行きますと、ここにお答えにもありますけれども、非公開の議  
案があるということがあるのです。行きますと、ちょっと待ってください、今非公開の議  
案ですからというようなことがあって、たまには全部非公開というようなこともあるので  
す。その非公開というのが、どういうことで、ここに多少説明はあるのですが、もう少し  
詳しく、こういうふうな事案は非公開ですよ、また非公開というのはこういうふうに決定  
して非公開にしますというふうな説明をお願いできたらと思うのですが。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教育委員会議の非公開の議案についてございま  
すけども、いろんな議案がございまして、個人情報扱うような議案ですとか、あとこ  
ちらに書いてあります人事の関係の議案等については非公開というふうにしております。

非公開につきましては、会議規則に基づき、当日の会議で非公開を決定するというこ  
とですので、事前に周知というのはなかなか難しいところはございますけども、問い合わせ  
等があれば、そういった旨の説明はさせていただきます。この非公開については、  
非公開になる議題というのは想定がつきますので、その辺工夫しながら、何らかの形で周  
知ができればというふうには思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 今の次長さんのお話で、日程を見て傍聴したいと、一応念のために

今回全部非公開になる可能性がありますかという問い合わせも可能であるというふうに、解釈を今私したのですが、それでよろしいのだと思います。だから、傍聴に行く場合は一応確認して、教育委員会さんの方へ行って、いついつ傍聴したいという申し出はした方がいいですよということだと思ふのです。場所の問題も若干あつてと思ふので、数字があつて、昨年度、27年度は延べ20名と、それから28年度は延べ13名ということなのですが、若干数字が違うということで、これは何か理由があつて違うようなことでしょうか。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 毎年十数名の方が来られておりますけれども、議案によつて傍聴者が違うといったこともございますので、その関係で27年と28年の傍聴者が違うというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 先ほど申し上げたように、この教育委員会というのは非常にいろんな権限というか、大変な事務があります。文科省の制度についてということで、概要で教育委員会の事務というところを見ますと、学校教育の振興、生涯学習、社会教育の振興、芸術文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興ということで、非常に多岐にわたつて事務を所管されているということになるのだと思ふのです。聞かせていただいて、さっきも申し上げたように、非常に委員さんたちも熱心に議論をされておられるのを私はいつも聞いておりますが、これだけ大変な所管事務というか、担当されるということであれば、もう少し市民の方も関心を持たれて傍聴に行かれた方がいいなという思いがありますので、そういう御希望とかあれば、対応の方よろしくお願ひしたいということがあります。

それとあと、観光とも絡んでくるのですけれども、昨日、吉井家住宅は1690年代建築ですか、中国新聞の方へ吉井家住宅の調査の結果の記事がありました。一番最後にあるのですけれども、調査された大学の教授が、大変貴重な建築だと、官民で保存と活用をしてほしいということをお話になられています。吉井家住宅については報告会もありましたので、私も聞かせていただいて、その時もこの先生同じ話をされたのだと思ふのです。この最後の保存と活用という考え方があつて、これをどういうふうにとるかということはあるのですけれども、竹原市の資産として活用ということ、もしかすると観光も絡んでくるかもしれないということがあると思ふので、そのようなことがありましたら連携を十分とつていただいて、有効に保存活用ということでお願ひしたいと思います。よろしくお願

いします。

次に、観光ガイドについて質問をお願いします。

観光ガイド、先ほど申し上げたように、1回視察へ来られた後ずっとついて行って、寒い日で14人の議員の方お見えになられて、1人のベテランのガイドさんが御案内になったのをずっとついて歩きましたけれども、大変だなど、よくやってだなというふうな思いを持っております。

昨年答弁にもありましたように、ガイド養成講座ということもやられて、私最初の1回だけ行ったものですから、もうちょっと関心を持ってくれというふうなことも言われたことがあります。観光ガイドさん、最初の観光ガイドの講座に行った時に、町並み観光、観光ガイド項目集というのをいただいたのです。これ28ページあるのです。28ページあるほとんどこれ、おそらく覚えておられるのだと思うのです。ほとんど何も見ずに全部ガイドされますから、あれを見て、私こんなの、これだけ覚えなないといけないということになると、とてもではないけどできないなというふうな思いがしました。大変な御苦勞をされていると。今、失礼ですけど高齢化というお話も出ております。後継者の育成ということも今から大変になってくるのではないかなというふうな思いを持っております。

それで、答弁では言われましたけども、観光ガイドの申込数が大幅に増加と、それは観光客が増えていきますから当然だと思えるのですけれども、どれぐらい比較して増えておられるか。それからもう一つは、もしかして対応ができずに、残念ながら断っておられるというようなケースがあるのではないかということがあると思うのですけれども、その点は市の方で確認をされているかどうか、お願いいたします。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 観光ガイドの申し込みが大幅に増えて、申込件数等把握しているのか、それからやむなく断っているケースもあるのではないかという御質問でございました。

議員御指摘のとおり、観光ガイドの申込数は平成27年度をピークに大幅に増えておりまして、今現在取り次ぎを、受け付けをさせていただいている道の駅、これの毎月の月報で、観光ガイドの申込件数は、市は毎月把握をしております。ちなみに、参考までに年度で比較を申し上げますと、平成25年度が年間で397件、約1万人の利用者、平成26年度が734件で約2万人の利用者、平成27年度が924件で約2万7,000人、今年度は12月末時点でございますけども、388件で約1万人ということで、実際にはも

う25年度の数値を超える状況で今推移をしております。

それで、市長が御答弁申し上げましたように、平成27年度、平成26年10月から「マッサン」の放映があって、その後ずっと右肩上がり利用者が増えているという状況で、27年度にピークを迎え、特に27年度については、現在6名のガイドで御案内させていただいている状況の中で、お断りするケースもかなりあったというふうにお伺いしております。

観光ガイド会の申し込みの流れでございますけども、まず申し込みのあった希望日時を踏まえまして、これはガイド会の会員さんの中で自ら調整を行いまして、申込者に対して希望日時にガイドができる、できないといったような回答を御連絡させていただいている状況でございますので、この27年度のピークだけではなくて、従来からもやむなくお断りすることもあるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 部長言われるとおりだと思うのです。件数は物すごく増えて、ピークはもしかすると過ぎたのではないかというような今数字だったと思うのですけれども、観光ガイド申込書というのがありまして、申込先は部長御答弁のとおり道の駅たけはら、ガイド料はガイド1名につき2,000円、2,000円でよくやってだなと思うのです、私。ガイドの目安は、ガイド1名で30名以内です。おそらくバス1台分を想定されているのではないかということです。

それから、予定を変更される場合、早急に連絡をしてください。申し込みは、2カ月前月初から2日前までにお願いしますと。予約状況、必要人数によってはお断りすることもございますということで、一応お断りする場合がありますよということはちゃんと書いてあるということだと思うのです。ただ、お断りになっているのかどうなのか、事情もあると思うのです。せっかく竹原に来てガイドをつけて見て歩きたいと、勉強したいということでお見えになっている方なので、もしお断りになられているということがあれば非常に残念なケースで。観光ガイド会さんだけで対応されるのに若干無理があるのではないかと、今の数字でいくと。それでもって昨年のガイドの養成講座というお話にはなったのだと思うのですけれども、むしろ市が責任を持って形をつくって、ガイドを将来的に養成されるという方向で考えていただいたらどうかなと思うのです。

私の知り合いの議員がいるところに、兵庫県の高砂市というところがありまして、そこ

で観光ボランティアガイド募集ということをやっています。募集人員が30名、高砂の観光や歴史、文化に興味を持ち、ボランティアの趣旨を理解し、おもてなしの精神で活動できること、18歳以上で1カ月に1日以上観光ボランティアガイドの活動ができること、観光ボランティアガイド養成講座研修に原則として全て参加できることという、こういうふうな募集要項で募集をしてやっているようなところもあります。こういった点で、市の方で将来的にガイドを積極的に養成していくと、御答弁では観光協会さんの御支援ということで御答弁があるのですけれども、もう少し市の方が支援をされるというお考えはないかどうか、お願いします。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 会員さんの高齢化も、後継者不足というようなことで、今後市の方で観光ガイドの養成をするつもりはないかという御質問でございました。

観光協会も含めてなのですけれども、このたけはら観光ガイド会というのは、昭和63年の暮れに設立の話し合いが持たれまして、平成元年、民主導ということで立ち上がっている経緯、歴史がございます。それも地元の女性会を中心に、当初は平成元年、19名でガイドを始めたということで、今議員の方からもございましたように、当初はボランティアガイドということで無料でガイドをした中で、これはお客様の方から無料でガイドをしていただくのは忍びないというようなことの御提案を受けて、今現在2,000円という形で、ある意味有償ボランティアのような内容にはなっておりますけれども、約30年近くの年月をかけて今の状態が続いているということで、我々としましても、こういう民間の自主的な活動、これを行政の方で養成講座というのを取り上げてという表現がいいかわかりませんが、枠をはめるようなことはしたくないという考えを持っております。それで、そうはいいまして、これまでも平成2年、平成7年、平成16年、ここでガイドの追加募集を、場面場面でガイド会もされておまして、そういった状況の時には側面的、また後方的な支援ということで、今回の昨年度の研修もそうですけれども、広報であったりとか人的、会場の提供であったり、そういった側面的な支援は毎度毎度させていただいておりますので、今回も道の駅が受け付けをやっているということは、先ほど12番議員の御質問にも出てまいりましたが、もともと観光センターを拠点にしてガイド会は活動されておまして、そういった後、道の駅を建設する際にそういう受け付け業務が途切れるといったような時も、町並み保存地区の入り口にあります菓子製造業者の商業者の店舗をお借りして、このガイドの受け付けをずっと引き継いできたといったような、それ

も市も関わって調整をしてきたといったような状況がございます。強いて言えば、観光ガイドの養成ということであれば、先ほど観光協会の名称も出ておりましたけども、例えば忠海、大久野島のガイドをするとか、そういった市内全域の観光資源の観光ガイドの養成といったようなことで、一度観光協会がその取組を始めておったのが今中断しているというような状況で、市全般のそういった観光資源に対するガイド、そういった養成については市も深く関わっていききたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 私は時間がある時は町並みをよく散策をするのですが、昨日着物を着た若い女性が1人歩いておられて、どこから来られたのかなと思うと、台湾から来たというお話です。三原の方へ宿泊して明日帰りますというようなことを言われていましたけれども、あとでインバウンドの話はしますけれども、そういった形で台湾へのプロモーションはある程度成功しているのではないかなという、昨日印象を持ちました。そうすると、そういった方が来て、誰もつかずに着物を着て歩いているのです。私会いましたので、あそこへ入られたら今ひなめぐりをやっていますから、古いおひなさんがありますよと、それから少しお話をしてくれての人もいますよというふうなことを話したりするのですけれども、今からどういうふうになるかわからないのですけれども、こういう個人の観光客、それから少人数、今の観光ガイドさんの方は30名までということなのですが、個人もしくは大体家族で3人から5人ぐらいで回られる方が割といます。

それから、あとは時間の問題なのですけれども、駅のホームに看板がありまして、竹原の町並みはどこからどこまでが何分、どこからどこまでが何分というふうな時間設定がしてあって、それぐると足すと大体1時間半になります。ただ、それはどこからどこまでが2分とか3分とかというふうな設定がしてありまして、本当忙しい、ゆっくり時間が流れる町なのですけど、私コースとしては非常に忙しい設定ではないかなと思っているのです。そういった個人とか少人数というのを案内するコース、今部長の御答弁ありましたけれども、町並みに限らずに市全体を、シーズンによっては桜を見に来られる方もおられるでしょう。桜を見に来られて町並みを見ると、大久野島も見ると、ほかにも自分の希望があつてどこどこを見ると。

先日から2人ぐらい会ったのが、昔の「時をかける少女」という映画、私と同年代の方に2回会いました。今何でここへ来られたのですかと聞くと、「時をかける少女」の映画

があつて、あれを懐かしんで来ましたというふうな話をされる方もありました。それぞれにニーズが違うのだと思うのです。だから、そういったニーズに合ったような観光ガイドをしてあげる、案内をしてあげると。事前にこういうことが、私こういうものが見たいのだよというような情報をとれば、それに対してまたちゃんと、いわゆるおもてなしとして御案内ができるのではないかという思いを持っているのですが、そういうことについてはどうお思いでしょうか。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 今御提案をいただきまして、まず観光ガイドが今現在1時間半から2時間程度というのは、あくまでも標準の案内時間ということで、それとあと30名までというのが、実はこれ実態として、例えば団体さんがバス1台で来る人数ではなくて、30名程度を御案内しているとどうしても縦長になってしまいますので、ガイドの皆さんからお聞きする御意見であれば、20人ぐらいまでが一番ベストだというようなことで、そうはいつでも、ですから30人、40人になるとガイドを2人つけていただけませんかと逆にこちらから今御提案をさせていただいている状況もありますので、現地の状況でガイドがしづらい状況が、人数が多くなればなるほどガイドさんの周りの方しか聞いていないというような状況もございますので、そういったところで、今ある程度こういう人数制限をしているというような状況もございますし、御提案のあったように、小グループ、個人、これも実際今やっております。その辺のところ、今の30名という部分も含めて、そういう誤解のないようにPRをしていくというような部分では、御提案のあった部分についてはお一人からでも、また団体の部分であってもガイドはいたしますというようところで、これはまた道の駅と連携をしながら、受け付けをする部分の事業者と、またガイド会とも連携をしながらやっていければというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 先ほど視察に来られた方のお話をして、その時先ほど申し上げたように14人ぐらいです。私がついて歩いたので15人ですけども、それでも結構縦長になったり、入ったところにみんなが入らなかったりする時に苦労されながらガイドをされております。それから、その後何日かして、今度は逆にお一人を連れてガイドをされていると、全く同じ方が1人の方を丁寧にガイドされているという場面も見ました。そういうこともされているのだなというのも存じ上げてはおります。ただ、トータルとして、おもて

なしという言葉がよく使われますので、現状のガイド会さんの頑張りだけでいつまでできるのだろうかという思いがありますので、是非協力、それからバックアップしていただいて、来られた方に十分なおもてなしができるような御案内をしていただける体制をしていただきたいと思っておりますので、御検討の方をよろしく申し上げます。

それから、海外からの、台湾ですけれども、誘客事業について、伺います。

先ほど申し上げたように、昨日台湾の女の子1人に会いましたので、ある程度情報発信はうまいことしているのかなというふうな思いはあるのですが、一応御答弁で12月にテレビなどで情報発信ということが書かれています。質問書に書きましたように、ネットで見れば全部見れるのです。大体漢字で書いてあります。大体雰囲気はわかります。町並みを歩いてかぐやパンダが出てきて、大久野島ではウサギと遊んで、奥くの温泉も入られてというふうな形のプロモーションビデオだったと思うのですが、これは12月に放映されまして、現地の反響がわかれば教えていただきたらと思うのですが。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 現地というのは台湾ということでよろしい……。

海外からの誘客事業、インバウンドの、これは東広島市との広域連携ということで、昨年12月に現地のテレビ等で情報発信をしたということで、今現在受託業者の方から速報値でいただいております部分で答弁にかえさせていただければ。

そのテレビ番組の告知放送、それからインターネットのユーチューブ、それから台湾国内のコンビニ店頭の、これは液晶の大型モニター——デジタルサイネージという部分で実際には周知を行っております。あとは、お二人の台湾のタレントさんがソーシャル・ネットワーク・サービス——SNSと呼ばれるユーチューブであるとかフェイスブック等で情報を拡散をしているという結果、テレビの視聴率は1回目が平均で17%、最高が39%、2回目が平均で28%、最高が59%ということで、若干日本の視聴率とは捉まえ方が違うそうではありますが、台湾の国内的には、かなりこれは高視聴率であったということで報告を受けております。

また、インターネット等の閲覧の数値も、当初5万7,000訪問といいますか、ページビューという、いわゆるインターネットを開いたページビューという回数を目標に掲げておったのですが、インターネットの閲覧数も1月末現在では68万件というようなことで、一定のターゲット層には情報拡散ができているという報告を受けております。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） マーケティングをする場合は、大体ターゲットを絞ってマーケティングをしていくと、誰でもいいからというマーケティングは、もう最近されないのだと思うのです。若い女性のタレント2人を使ってプロモーションビデオをつくったということは、少し若い層と、若い女性が主なターゲットだったのかなというふうな思いをして、先ほど申し上げたように、昨日のような事例がありますので、マーケティングはある程度成功しているのではないかというふうな思いを持っております。

それで、御答弁の中にあるのですけれども、多言語ガイドマップです。先ほどの話ですけれども、大久野島へ行ってウサギと自転車に乗ってというふうなビデオなのですが、よく市内の方から言われるのは、大久野島は戦争遺産だということを忘れてはいけないということがありまして、その点はガイドマップ、プロモーションビデオの中には、ターゲットがそういうターゲットなので、大久野島がそういった戦争遺産ですよというのは、たしかなかったのだと思うのです。それでなくて、その多言語マップ、先ほどつくられてという話があるので、そこにはそういった記載というか、説明というか、そういったものがあるのかどうか、お願いします。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 多言語のガイドブックでございますけれども、これは現在2市連携の方でつくっておりますガイドブックにおいては、大久野島についてはウサギと歴史文化に触れる旅ということで、日本語版の訳で、地図から消された島であったとか、平和を祈りながら歴史に思いをはせ、愛らしいウサギたちに癒やされる最高の旅を楽しんでといったようなキャッチコピー、説明文が、これが翻訳をされて英語版、中国語となるということで、ページ数としては約1ページでの御紹介で、写真も毒ガス資料館も含めまして2点ほど、遺跡も含めて掲載をさせておりまして、あと広域連携ではなくて、単独の市の今観光情報等のリニューアルをしている中では、見開きで戦争遺跡の砲台跡であるとか、そういったのは約2ページ、見開きのページを割いて、単独の部分ではこれも多言語化をしまいたしますので、このガイドブックについてはある意味着地型で、現地でお渡しするような趣向で今つくっておりますので、そういった地元でお渡しすることができれば、一定の説明、情報発信になるのではないかなというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） それで、次に台湾からの周遊ツアーを企画されているという御答弁がありまして、定額タクシーというようなことも一緒に書いてあるのですけれども、この

中身をできれば簡単に、具体的にどういった、おそらく東広島と連携ですから、東広島から竹原に来るのにタクシーの補助があるとかそんな感じになるのかなとは思いますが、わかる範囲でお答えいただけたらと思うのですが。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 台湾からの周遊ツアーの企画内容の御質問でございますけれども、今現在本市と東広島市、それから本事業の委託業者との中で、まだ最終の協議はしておりますけれども、一定の今のツアーの企画についてはあくまでも、これもともとが台湾の個人旅行者向けのターゲットに企画をするということで、内容としては3泊4日程度で、今東広島市さんの方とも協議を重ねているのですが、宿泊地については今湯坂温泉郷、先ほどのプロモーション、ユーチューブ等、議員ごらんになっているということでございますので、宿の御紹介もあったと思うのですが、湯坂温泉郷で3泊と、これが妥当かどうかというようなことも最終の詰めをさせていただいております。

それで、竹原市内におきましては、当然大久野島、それから町並み保存地区を散策していただいて、サイクリングであったりとか着物の着つけ体験等、また東広島では酒蔵の散策と日本酒の試飲などといったような、企画内容を盛り込んだツアーをやるという状況で今調整をしております。これは、3月の後半で実施を今予定しております。

あと、定額タクシーの運行支援ということでございますけれども、これについては路線バス、それからJRとの公共交通の部分でも便数が少ないというような状況の中で、竹原駅と西条駅間を定額でタクシーを運行して、実証事業のような形で海外の旅行者にも利用していただけるのではないかとということで、今東広島市と竹原市のタクシー協会等を通じて、事業者の手挙げ方式でまずタクシー事業者の集約を行いまして、その先ほど申しあげました3泊4日のツアー等で移動手段として利用していただけないかとということで、時間制にするか距離制にするか、また併用にするかといったようなところは、今現在タクシー事業者の方で調整をされているという状況でございます。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 今からいろんなことをやっていくというお話だと思うのです。ある程度実験的なこともやりながらというふうな意味合いだと思いますので、初めて東広島市と連携で始められた事業なので、何とか成功というか、いい結果を出していただきたいという思いがあります。

それで、この事業が、竹原市が台湾からの観光客の誘致を進めていますということ

民へ、私ももう少し周知した方がいいのではないかという思いがあります。

これは去年の話なので、もしかしたら変わっているかもわからないのですが、高校の修学旅行が従来ほかの市だったんですが、費用の関係とか飛行機の関係で、今年から台湾へ行くのではないかとというようなお話も昨年聞きました。これは確認はまたしますけれども。

それからもう一つ、先ほど吉井邸の調査の話をしましたけれども、もう一つ、塗装の調査というのがありまして、私はこの塗装の調査をやられている先生と、森川邸の床柱を調査をされていた時にたまたま会いまして、何をされているかわからなかったのですが、床柱で写真を撮ったりいろいろやっておられるのです。わからなくて、何をされているのですかと言うと、調査しているのですというお話で、いいものですねというお話で大変褒めておられた。当然日本人なのですけれども、どこから来られたのですかというお話ししますと、台湾から来たというお話しされまして、日本人なのだけ台湾へ行って、そういったことを学校で教えているということもお話しされていました。こういう人たちを味方につけて、台湾へ今のプロモーションかけて進めていくということであれば、いろんなところで情報共有をして、とにかく台湾へということがあれば、使えるものはできるだけ使って、有効にいい結果が出る方向にしていきたいということがありますので、お願いします。

それから、今台湾ということですが、これ今台湾のプロモーションが始まったばかりですけれども、台湾以降ということはお考えになっているかどうかということなのですけれども、さっき申し上げたように、時々町並みを歩きますと、先日韓国の方が来ていました。若い五、六人で来ていました。あと2人ぐらいで女性が韓国から、それこそ着物を着てですけど、というようなこともありました。それで、中には通訳がついてロシアから来たという人もいました。そういったことがいろいろあるので、今台湾が始まったばかりで、その後のことと言われるかもわからないのですが、もし今後それ以降のことについてお考えがあれば教えていただきたらと思うのですが。

副議長（高重洋介君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 今るる御提案をいただきました。

まず、関係する方々、使える方は使ってというようなことで、実は今市の地方創生会議におきまして、竹原高校、忠海高校、両校長に御参画をいただいている中で、今回開いた会議の中で、御意見をいただいた中でこういう多言語化だったりとか広域プロモーション

に海外への誘客事業もやっているという御報告を申し上げたところ、英語教諭の活用も含めて、2校とも校長先生の方はそういうインバウンド事業の方にも関わりたい、協力したいというふうな御意見もいただいております、今後インバウンド事業の効果検証も行いますので、また関係者、関係機関と連携を図りたいということで、今後のインバウンド事業の展開の方向性ということでございますけども、今回個人旅行客を対象にした広域連携事業ということで、竹原市単独も、もちろん産業振興的な部分では海外のセールスというようなことも将来的にはあるのだと思うのですが、外国人の動きを見ておりますと、かなり広域的な動きをされているというようなことで、現在広島県が8カ国、これはフランス、台湾、中国、タイ、韓国、オーストラリア、アメリカ、香港、これを重点国に定めてインバウンド観光を推進するというので取り組まれております。そういう、近隣の呉も台湾、それから今東広島と竹原で台湾というようなことで、今回のこういった広域連携事業の成果を十分に検証しまして、また広島県、それから近隣市町との連携も視野に入れながら、今後におけるインバウンド事業の方向性をまとめてまいりたいというふうに考えております。

副議長（高重洋介君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 繰り返しますけれども、ある程度成功の方向に流れていっているような感触を持っておりますので、引き続き頑張ってください、いい結果を出していただくようによろしくお願いします。

次に、職員の研修ということでお話を伺いたいと思います。

御答弁の中に、上司や同僚が状況を確認しながら適切なアドバイスを行う、それから職員間の円滑なコミュニケーションや情報の共有を図るというお言葉があるのですが、こういったことが若干問題があるという御認識があるのかなというふうな気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 御答弁の中で、今議員さんがおっしゃられたような趣旨の御答弁はさせていただきます。このたびの不適切な事務処理につきましては、職務として当然に処理すべき事務を怠り放置していたこと、また組織における事務のチェック体制の甘さが原因で発生したものというふうに考えているところでございますので、そういった意味で職員間の円滑なコミュニケーションや情報の共有、あるいはお互いにチェックしながら職務を進めるというようなところで、不十分な点があったというふうに捉えている

ものでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 先ほど他の議員さんからも若干似たような質問が出たのですけれども、新任者の研修、それから中堅職員の研修というふうな御質問にお答えがありましたけれども、そういったある程度制度として何年ぐらい、普通の会社だったら大体3年たったら同期が集まって、また10年たったら同期が集まってというふうなシステム的な研修制度と、それからそれに対応して今のこういった研修を受けなさいというふうな組織立ったというか、パターンがあるふうな形が大体だと思うのですが、竹原市の方はこういった制度というのは設計されているかどうかということをお願いします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 研修の体制といいますか、そういった関係の御質問というふうな捉えております。

本市の場合ですと、まずは新規に職員を採用した場合には、採用時にまずは庁内で研修を行い、その上で各所属に配属をさせていただくと、その各所属に配置した後に、今度は広島県の自治総合研修センターというのがございますが、そちらの方へ初任者研修ということで4月と10月の2回、研修に行っていたというものが最初の研修でございます。

それから、勤務して一定の期間が経過した後に、次に中堅職員研修というふうな形で、より専門的な部分に踏み込んだような研修というものをさせていただいております。さらに、職位が上がるといいますか、そういった場合には監督者研修でありますとか、あるいは管理者になった場合は管理者研修と、そういったもので一定の研修の体系というものを設けております。

あと、それとは別に個別の事案等について研修というものを持っております、制度を。これにつきましては、職員が自主的に自ら自分がこういったものを研修してみたいと、そういったものについては職員の方が申し出ていただいて、それを、例えば先ほど申しあげました広島県の自治総合研修センターとか、あるいは市町村アカデミーとか、そういったところを活用しまして研修を実施させていただいているというものでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 体系的にはできていますよと、個別にも本人の希望等があれば研修は積極的に、御答弁の中身から推測するに、希望があればできるだけ対応して研修を受けてもらおうというふうな形、職員さんがそういった研修をどんどん受けて研さんを積まれて、仕事を一生懸命やっていただくというふうな体制をお願いをしたいというふうに思っております。

私もいろんなところへ研修に行くのですが、そこでいろいろ厳しいことははっきりと言われます。議員さん何をされているのですかというようなこともよく言われるのですが、職員さんと一緒に研修なんかも受けて、職員さんがどういうお考えを持っておられるかということを感じる研修もあります。そういったところへ来られる職員さんって自分はこのことをしたいのだというふうな非常にモチベーション高い方がお見えになって、話をしても非常に楽しいです。だから、竹原市の職員さんを、是非そういった形で研修を積まれてどんどん、公務員になられて私は竹原市のためにこういうことをしたいのだという思いがあられる、さっきの話ではないけど、宣誓をされて、市の職員さんに採用をされてということだと思があるので、その芽を摘まないといったらおかしいですけど、その気持ちがずっとなえないで、ずっといつまでも頑張っていたいただけるような仕組みでやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

副議長（高重洋介君） 以上をもって1 番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、3 月2 日午前1 0時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時32分 散会